産業建設常任委員会記録

令和６年９月２６日

【開催日】　令和６年９月２６日（木）

【開催場所】　第１委員会室

【開会・散会時間】　午後２時～午後７時４３分

【出席委員】

委員長	藤　岡　修　美	副委員長	恒　松　恵　子
委員	中　島　好　人	委員	中　村　博　行
委員	福　田　勝　政	委員	宮　本　政　志
委員	矢　田　松　夫		

【欠席委員】なし

【委員外出席議員等】なし

【執行部出席者】

経済部長	桶　谷　一　博	農林水産課長	臼　井　謙　治
農林水産課技監	熊　川　　整	農林水産課農林係長	稲　葉　　徹
農林水産課農林水産係主任主事	中　川　大　地		

【参考人出席者】

参考人	高　橋　真　也		

【事務局出席者】

局長	石　田　　隆	議事係書記	末　岡　直　樹

【審査内容】

１　山陽小野田地方卸売市場の審査を求める陳情について

　　所管事務調査　卸売市場に関することについて

　　（参考人による意見陳述及び質疑）

午後２時　開会

藤岡修美委員長　それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査内容につきましては、お手元に示してあるとおり、山陽

小野田地方卸売市場の審査を求める陳情について、所管事務調査、卸売市場に関することについて、議題として審査を行います。本日は参考人として、株式会社フレッシュ代表取締役の高橋真也氏の出席を得ております。それでは、委員会を代表して、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席していただき、ありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。卸売市場について、参考人に質疑を行います。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから、発言いただくようお願いいたします。また、発言の内容は問題の範囲を超えないようにお願いいたします。なお、参考人は委員に対して、質疑をすることができないことになっていますので、あわせて御了承をお願いいたします。また、委員会の内容は、インターネットで放送されておりますので、個人情報については発言を控えていただきますようお願いいたします。それでは本日の質問内容につきまして、紙ベースで用意しておりますので、事務局から参考人に手渡していただけたらと思います。よろしいですかね。それでは、質疑に入ります。まず、委員会審査の質問事項①についてから入ります。１番から１０番までありますので、この質問内容に、参考人の方に１問ずつ回答していただいて、１番から１０番の回答を得てから、委員皆さんの質疑に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず１番です。別紙に掲載されている損益計算書、貸借対照表については、間違いないものですかという質問に対して、参考人よろしくお願いします。

高橋真也参考人　間違いありません。

藤岡修美委員長　高橋さん、間違いないという回答でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、２番目。

中島好人委員　いつもでしたら、参考人の方に何か一言言ってもらうと思うん

ですけど、いきなり質疑に入っていいんでしょうか。

藤岡修美委員長　一応この質問に対して回答していただくということで、委員の質疑は、１０番まで回答があって……

中島好人委員　私の記憶では、委員長が挨拶しますけども、そのあと参考人から何か一言なり、そういう機会があったような気がするんですけどね。

宮本政志委員　議会運営は委員長権限なので､委員長がそれをしようと思えば、それは自由です。

藤岡修美委員長　それでは、参考人は挙手をしていただいて、私が指名をして回答していただくということで､よろしくお願いいたします｡１番から、別紙に掲載されている損益計算書、貸借対照表について間違いないものですか。

高橋真也参考人　はい。間違いありません。

藤岡修美委員長　それでは、２番目、市場において、株式会社フレッシュが得る転貸による令和５年度の家賃収入は幾らですか。

高橋真也参考人　約２２０万円としております。

藤岡修美委員長　それでは、３番、市場において、株式会社フレッシュが減免によって市に支払う令和５年度の家賃は年額幾らでしたか。

高橋真也参考人　約３３万円です。

藤岡修美委員長　それでは、４番、別紙によれば、令和３年に市に提出があった卸売市場開設届出書の事業計画と異なり、株式会社フレッシュの令和

５年度の売上げは、１億円を見込んでいたとのことですが、事実ですか。

高橋真也参考人　見込んでというよりかは目標です。

藤岡修美委員長　それでは、５番目、株式会社フレッシュの令和６年度売上げはどのくらいだと想定していますか。

高橋真也参考人　県の認定を出すときに出した売上げに近づくようにというのが目標なので、そこに近づくように、売上げを上げようと今考えております。

藤岡修美委員長　６番、別紙によれば、今年２月にある事業者が株式会社フレッシュに対して、市場活性化のために半分を借り、一緒に市場を盛り上げたいとの相談があったということですが、これは事実ですか。

高橋真也参考人　はい。事実です。

藤岡修美委員長　７番、地方卸売市場を運営する上で、売場の半分を仕切り、貸し出すことが適切な市場運営と言えると考えていますか。

高橋真也参考人　市場の活性化や市民への利便性につながるのであれば、必要だと考えています。

藤岡修美委員長　８番、現在も売場を仕切ったままであるのはなぜですか。

高橋真也参考人　物品の安全確保や、今後の加工場、あとは市場を有効利用したイベントスペースとして活用するために、現状も仕切りがあります。

藤岡修美委員長　それでは９番目、上記７での運営で良いということは、他市場ほどの売上げを目指していない考えであるように見て取れますが、い

かがですか。

高橋真也参考人　他市場と比較はしておらず、自分がこの山陽小野田市の中で市場としてできる範囲で出した目標の売上げを目指して頑張っているので、他市場とは比較はしていません。

藤岡修美委員長　１０番、記事に、役員貸付金に対する利息の支払いがなされていないとありますが、事実ですか。

高橋真也参考人　支払っております。

藤岡修美委員長　質問事項①について、回答していただきました。これを受けて委員に質疑を求めます。

矢田松夫委員　お世話になります。貸借対照表を見ると、大体、企業の運営状況､資金の調達状況が分かるんですが､純資産でずっと見ていきますと、純資産の合計が三角になっていますよね。いわゆるマイナスです。どういうことでこうなったか説明ができますか。

高橋真也参考人　現状ではちょっといろいろ把握していないのでできません。

矢田松夫委員　この表で見ると最後の４２１万２，５８５円の資産の合計のマイナスについては把握してないと。どういうふうにしてこうなったのか分からないということですね。分からなければ分からないでいいんですが、これほどマイナスの面がありながら、来年度どういうふうにこれをプラスにしていこうという計画は今お持ちですか。

高橋真也参考人　計画はしております｡それに向かって今動いておりますので、僕としても最終的には黒字化するのが望ましいということで、それに向けて動いております。

矢田松夫委員　例えば、どういうことでどのようにしていきたいのかという考えがありますか。気持ちは分かりましたので。それが、一つには、施設の転貸というか、そういうのにもつながってくるということで最初に質問したんです。やっぱりそういう手法も一つだと言われればそうかなと思うんですけど､究極的にはそこに行くんですよね｡一つの手段として、先ほど言いましたように市場の活性化とか、あるいは利便性、あそこに市場があることによっての市民の憩いの場にする、８月３１日みたいに野菜の日ですか、ああいうイベントをしながら、そういう計画もあるんですよということをおっしゃられればそうかなと思うんですけどね｡今、一つの例を言いましたので、それ以外に、高橋さんのほうで、資産を増やしていく方法がありましたらお答えください。

高橋真也参考人　ここでは具体的には営業のことなので述べられないんですけども、あくまでも、卸売業者としては卸売のほうを上げていかなければならないので、そちらの売上げを上げるために今、いろいろなところに営業をかけている状況です。それに伴って、イベントが市場の活性化になればいいっていう思いでやっておりますので、あくまでも卸売業者としては、卸売業の売上げを上げていくっていうのを第一の目標として、計画というか動いてはいます。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質問事項②、陳情書についての２番、家賃について、どのように算出されたのでしょう……（発言する者あり）私としては質問事項①の１番から１０番までの回答を踏まえてと言ったつもりだったんですけど、委員の皆様に届いてなかったようなので、それでは、１番から１０番までの回答を踏まえて、よろしいですか――１番から１０番までの質問と回答を踏まえて、皆さんの質疑を改めて求めます。

中村博行委員　今日はありがとうございます。先ほど５番の令和６年度の売上

げはどのくらいだと想定していますかとの質問に、具体的な数字を上げられなかったんですけども、何か県に提出されている数字を教えていただけたらと思います。

高橋真也参考人　当時つくった計画書を今、持ってないので、具体的にどれぐらいを計画したか覚えていないんですけど、６，０００万円ぐらいかなとは思っております。

矢田松夫委員　順番で２番に行きます。２番の今年度の家賃収入はいくらですかということで、２２０万円と答えられましたね。これについては、執行部の議事録をずっと見ますと、Ａ、Ｂ、Ｃ社があって、Ａ社が２２０万円という理解でいいんですかね。Ｂ、Ｃ社は入れてなかったということですか。その辺をお答え願います。

高橋真也参考人　令和５年度の家賃収入なので前期と思うんですけども、家賃だけをＡ、Ｂ、Ｃ社を含めて算出していると考えております。

矢田松夫委員　２２０万円のうち、僕はＡ社だけとさっき言いましたように、Ａ社が２０万円掛ける１１か月で、それだけの家賃なら２２０万円と計算が合うんですが、あとＢ社とＣ社があるんですよね。Ｂ社については５万円掛ける１１か月、Ｃ社については４万円掛ける５か月と、これを全部足すと、約３００万円近くなるんですが、私の計算が違うんですかね。さっきの回答と違うんですがね。

高橋真也参考人　僕の把握としては、Ａ社は１１か月ではなくて、７か月の計算で算出しておりますので、今言われているＡ社が、分かっている人であれば、３月の時点で今期や前期はもう頂いておりませんので、７か月で計算しております。

矢田松夫委員　それでＢ社とＣ社というのは、私の計算とは違うんですかね。

今Ａ社は７か月しかもらってないけど、執行部との議事録によると、２０万円掛ける１１か月だけど、７か月しかもらってないということで４か月は未払いなのは分かりました。Ｂ社とＣ社の関係はどうですか。入っているか入っていないのか。

高橋真也参考人　Ｂ社とＣ社は入っておりますけど、今の算出がどういうものかちょっと聞いていなかったので分からないです。僕が思い当たる会社でいえばＢ社は１０か月、Ｃ社は５か月として計算しております。

矢田松夫委員　先ほど参考人の高橋さんが答えられた２２０万円という金額は今の計算方法で行くと違ってきますよね。計算間違いが問題じゃないですよ。回答が違っていますねということです。だから２２０万円の金額は違うから、計算方法としてどうですかということ。この２２０万円の裏づけを聞いただけですから。これは全て今回の市場の転貸につながってくる大きな問題になってきますので､そこだけ私は質問しただけです。

高橋真也参考人　今の質問に関しての算出方法がどのようになっているのかがちょっと分からないんですけども、自分が契約している中での家賃の計算式を出しているので、ちょっとそこはよく分かりません。

宮本政志委員　委員長、もう少し参考人の方に寄った委員会運営にしないと。我々委員は、ふだんから執行部としょっちゅう委員会をしているので、言い方は慣れているけども――矢田委員は、まず先ほどの２番目の高橋参考人が答えられた約２２０万円っていうのは、具体的に幾らの家賃のところが何か月分、幾らの家賃のところが何か月分で合計約……ということをお聞きされたら、参考人の方は月々幾らの家賃の方が何か月分ですというふうに詳細を答えられるようになるでしょう。でも、矢田委員はそうじゃないと言われるのであれば、自分の計算あるいは資料を基にしたら、毎月幾らが何か月分こうだから３３０万円じゃないかっていうように分かりやすいような質疑を持っていくように、少し委員長が持っ

て行ってあげないと、委員の方も分かりやすく質疑をしてあげないと、一般の方だから。我々議員同士でやっているわけではないので、その辺りもう少し質疑に気をつけたほうがいいんじゃないですか。委員長はもう少し気を遣ってあげたほうがいいと思います。

矢田松夫委員　委員長が気を遣うっていうより、私の質問が悪いっていうよりはですね、２番については、２２０万円とさっき言ったでしょう。Ａ社が何ぼ、Ｂ社が何ぼ、Ｃ社が何ぼ、これについては２２０万円になりませんが、これについてはどういうお考えですかっていったら、高橋さんが、いやそれは１１か月じゃなくて７か月と言われた。それは別にいいんですよ。本人は分かっているんだから。それはさっき言ったでしょう。Ａ社が２０万円で１１か月、Ｂ社が５万円で１１か月、Ｃ社が４万円で５か月と私最初に言いました。それを全部合計すると２２０万円にはなりませんよと。もっと増えますよとさっき言ったでしょう。その内訳についてはどうですかって言ったら、高橋さんが、Ａ社が１１か月じゃなくて７か月、Ｂ社は１０か月、Ｃ社は５か月というふうに答えられましたね。ただそれだけです。

藤岡修美委員長　という、矢田委員の改めての質問ですけど、高橋さん２２０万円の内訳が分かれば答えていただけますかね。

高橋真也参考人　自分の中ではある程度把握して答えられるのは答えられるんですけども、ちょっと自信がないので控えさせてもらいます。今ちょっと困惑しております。

藤岡修美委員長　そういうことですが、ほかに質疑はありますか。質問事項の①はよろしいですか。

中島好人委員　どうも御苦労さまです。ある意味では運営的には県の管轄ですけども、市場の建物とか土地とかで、問題は７番。７番というのは、こ

の市場運営上で市場の半分を仕切って貸し出すことが適切ということを考えているかということで、何か必要に応じてと言われたような気がするんですけども、その辺詳しく教えてください。

藤岡修美委員長　高橋さん、質問は分かりますか。要は仕切られて、有効利用したいという回答もありましたし、必要であるという回答もありましたけど、それについてもっと詳しく説明をお願いできないかという中島委員の質問だと思います。

高橋真也参考人　すみません。質問の意図は分かるんですけど、今、言葉を選んでおりまして、どう具体的に皆様に明確に伝わるかというのを考えたんですけど、言葉がちょっと出てこないので悩んでおります。

中島好人委員　例えばここで仕切ると燃料費が半分になるとか、状況によっては、会館だったら二つ仕切ると会議が二つできるとか、利便性とか、その辺があるわけだけども、今まで広く使われていたのが半分に仕切られたので、当然なぜだろうと。そうしたら、二つに仕切ったほうが有利だとか便利だとか、その辺の必要性っていうのは具体的にはどういうことだったのかなって感じたわけです。

宮本政志委員　委員長にお願いしたいんだけど、先ほどから言っていますように、高橋参考人は一般の市民の方でしょう。今回の参考人招致っていうのは反問権がないですよね。だから、参考人から反問することはできない。でも、質疑に対して、よく意味が分からないとか、どうやって受け止めていいんだろうかということで、今のどういう内容の質疑だったのですかとか、あるいは、こういうことですかっていうのは、反問権じゃありませんから確認できるんですよ。その辺りも丁寧に参考人の方にお知らせして、質疑の意味は分かったんだけどちょっと答えるのが難しいっていう場合と、質疑の意味がよく分からないと。何をおっしゃっているのか分からない。だから言葉を選んで答えざるを得ないから、今答え

るのがなかなかっていうのは、さっきから繰り返しです。中島委員も、今仕切りを必要としていると考えておられますっていう７番のことを今答弁はさっき確かにあったよ。それで会議がどうだとか仕切ったら光熱費がどうだとかっていう前置きが長いから参考人の方はまた分からなくなる。だから仕切りが必要と考えておられるっておっしゃったけども、その必要っていうのはどういうふうにもっと具体的に考えておられるんですかって。５秒で終わる質問をあれだけ長くしゃべって聞くから、もっと分からなくなるわけよね。だから委員長、もう少しその辺り。参考人の方は市民の方で、我々議員と違います。反問権はないけど、意味が分からなかったら、すみません、こういうことを聞かれたんですかっていうのは聞いてもいいことをお伝えしてあげないと何とも言えない参考人招致になりますよ。

藤岡修美委員長　参考人、今の宮本委員の意見を参考にして、理解できないことがあれば、問い直して構いません。

高橋真也参考人　やっぱりちょっと難しいので。今自分なりの考えを述べようとしても誤解を招くおそれがございますので。質問に関しては何となく理解はしたんですけども、それにどう答えていいかが分からないんですけど――考え方としては、先ほど回答させてもらったのが一応僕の回答にはなります。具体的な案と言われましても、実際あるのはあるんですけど、こういう公の場で話をするとまた誤解を招かれるのも困るので、どう答えていいのかが分からないのが今自分の心情ではございます。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありますか。参考人もお疲れでしょう。換気のために休憩を持ちたいと思います。１０分、暫時休憩を取らせていただきます。

午後２時３７分　休憩

午後２時４８分　再開

藤岡修美委員長　それでは、委員会を再開いたします。質問事項①について、１番から１０番まででそのほか、質疑がありますか。回答を踏まえて。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質問事項②に移ります。まず陳情書についてですね。２番としております。それは①の質問２にも関わるので２番としておりますが、家賃についてどのように算出されたのでしょうか。算出の根拠を教えてください。

高橋真也参考人　家賃については、附属営業店舗に関しては今まで市のほうが開設だった家賃をベースに考えました。その他に関してはいろいろな不動産関係など、双方で話し合った上で決めました。

藤岡修美委員長　それでは３番、家賃の減免措置が市場運営にどのような影響を与えていますか。

高橋真也参考人　市場運営活動が円満に行くためにすごく助かっております。

藤岡修美委員長　４番、県への許可申請の際に、販売計画や事業計画を提出したと思われるが、売上げ予想額６，０００万円の根拠は何ですか。

高橋真也参考人　販売計画をつくるときに入れた給食の納品、卸売と今回の賃貸料を含めての合計の金額です。

藤岡修美委員長　陳情書について高橋さんから、３問回答がありました。これを踏まえて、委員に質疑を求めたいと思います。２番、３番、４番含めて、質疑があればお願いします。

恒松恵子副委員長　４の回答のときに、販売計画事業計画の中で給食納品とあと賃貸とおっしゃいましたけど、当初から附属設備については賃貸され

るおつもりでいらっしゃったんですか。

高橋真也参考人　もともとこの県の認定を取得して市場運営をする際に、市にお話しさせてもらったときにそういったことも協力していただけるという前提の上で、僕も認定を取って運営というものを考えておりましたので、初めの計画の段階からそれは考えていました。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、転貸について、２番、地方卸売市場の運営が困難となった場合、附属店舗の営業がどうなるとお考えですか。またその説明を附属店舗に行われましたか。さらに附属店舗はそれを承知されていますか。

高橋真也参考人　まずは地方卸売市場の運営が困難になり、やめるとなれば、附属営業店舗の皆さんも出ていくっていうことは、今借りていただいている方全てに事前に告知し、その契約書の中にも組み込んでおりますので、皆さんそれを分かった上で、市場を盛り上げたいっていうことでやっていただいております。

藤岡修美委員長　それでは、７番の（１）市場の施設を転貸するときに、市に許可承諾を得たのでしょうか。

高橋真也参考人　施設を転貸するのを含めて非常に何か大きなことをする際には、市のほうに報告して承認を得てから活動しております。

藤岡修美委員長　それでは、（２）Ａ社の転貸により、市場は盛り上がり、レストランなどの取引先は増加しましたか。

高橋真也参考人　市場は今日に至る盛り上がりの一つの要因にはなりました。ただ取引先は増えていく状況ではあったのですが、今いろいろことがあ

りまして、Ａ社によっての増加は計画よりは少なかったです。

藤岡修美委員長　（３）退去に当たってはどのような経緯があったのでしょうか。

高橋真也参考人　相手のこともありますので、ここに関してはちょっと正確なことは控えさせていただきたいと思います。

藤岡修美委員長　（４）転貸による家賃収入は、市場運営に必要であるとお考えでしょうか。

高橋真也参考人　先ほどにもお話しさせてもらったとおり、開設者として事業計画等にも組み込ませていただいておりますし､家賃収入があることで、開設者としては市場運営が円滑にいくと思っております。

藤岡修美委員長　それでは８番の（１）Ａ社が退去後も仕切りがそのままなのはなぜでしょうか。

高橋真也参考人　その仕切りがあることによって先ほどもお答えさせていただいたんですけど、市場の活性化やちょっと市民への利便性の声があったもので、それに対してあったほうがいいなという判断でそのままにしております。

藤岡修美委員長　それでは、（２）今後も転貸で収入を確保するつもりなのでしょうか。

高橋真也参考人　何度も繰り返しになって大変申し訳ないんですけど、事業計画にも組み込んでおりますし、開設者としてはこういう収入源はとても大切なことだと思っているので、率先してやっていく気はないんですけども、市場の活性化、利便性やそういう市民の声があったときにはそう

いったことをした上で、得られることもあるかとは思っております。

藤岡修美委員長　それでは転貸について、２番から８番まで回答していただきましたが、これについて委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員　市場の施設を転貸しするときに市にどのような許可使用を得たのでしょうかというところでありますが、このときに具体的に市のほうからこうしなさいよという何か指示がありましたか。

高橋真也参考人　こうしなさいよという指示かどうかは分かりませんが、当初の農林水産課の人たちはすごく市場のために動いてくださっていたので、まず貸すということになったら、市に承認を得るというのは契約書に組み込まれておるので、それもやりますし、その中で、先ほどのとおり、市場がもし運営ができなくなった場合は出ていかなきゃいけないということもちゃんとお伝えするようにという指導はありました。

矢田松夫委員　市場がもっと拡大して、その転貸する相手が邪魔になれば出ていってくださいよということは普通ですが、逆に言えば、転貸しについては、その契約書を市へ出したときに、もっと応援するからやりなさいよということはなかったということですね。今の状況を考えると結果としてそうなっていますよね。Ａ、Ｂ、Ｃ社となっていますが、そういうふうにして活性化のためなら市もバックアップするとは言わないけど、暗黙の了解ではないけど、あうんの呼吸でいいですよとか、もともとやるとかいう雰囲気はなかったんですか。

高橋真也参考人　認定を取るという段階の前から、市とはお話とかいろいろさせてもらった上で、事業計画とかも作成しております。今、言われたようなこともできる範囲では当時はかなり協力的にしていただいたので、ここまでたどり着いたと思っております。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは市場運営についてに入ります。９番の（１）市場について、市内農産物をアピールする場所として、どのように取り組んでいらっしゃいますか。

高橋真也参考人　一応某スーパーの地産地消コーナーに商品を置かせてもらうようにしてあるのと、アピールする場所として毎週土曜日に市場で、朝市、土曜市的なことをさせてもらって、アピールさせていただいております。

藤岡修美委員長　それでは、９番の（２）関係する売買参加者や出荷者、ＪＡ等と信頼関係構築の努力はどのようにされていましたか。

高橋真也参考人　今もそうですけども、日々顔を合わすことが多い売買参加者や連絡したり市場で会うときの出荷者と、今後についていろいろなことを話して、少しでも市場の売上げを上げていこうというお話はさせていただいております。

藤岡修美委員長　それでは、（３）当初の事業計画の遂行について、学校給食、個人出荷者の育成、食育の推進など、担当課に具体的な報告をしないこともあったということですが、どうしてでしょうか。

高橋真也参考人　自分の力不足でまだできていないこともありますし、まだやっている段階で具体的に報告ができていないこともあります。してないというよりかは今ちょっとできていないほうだと思います。

藤岡修美委員長　それでは、（４）今後の市場の運営計画はどうなっているのでしょうか。

高橋真也参考人　今、市場運営している中で事業計画に近づくように、やっぱ

り１日でも早く運営が黒字化するというのを目標に行動していますので、そういったところに１日でも早く近づくようになればという計画をしております。

藤岡修美委員長　市場運営について回答がありました。この回答を踏まえて、委員の皆さんの質疑を求めたいと思います。

中村博行委員　最後のところの今後の市場の運営について、現状の市場としての売上げと賃貸での売上げの比率と、それからそれを今後どのようにされていくのかという点について教えてください。

高橋真也参考人　市場の売上げというのは計画に近づくのは当然なんですけど、それ以上に卸売業者としてはやはり売上げをしっかり上げていかなきゃいけない。賃貸は率先して貸していこうっていうのはなくて、周りの声を聞いて市場の活性化につながるのであれば考えているような段階で、そこを中心としては考えていないので比率と言われてもなかなか僕個人としては、９：１ぐらいで卸をしっかりやっていかなければならないと思っております。そちらのほうがやはりメインになると思っております。

矢田松夫委員　１日でも早く黒字化にしていくという希望を持っておられますけれど、月俸とか年俸とかの売上げの実態はちゃんととられているんですか。

高橋真也参考人　毎月時間がかかっても、税理士とともに作成しておりますので、例えば先月分をすぐ出せと言われたらなかなか難しいこともありますけども、一応作成はしております。

矢田松夫委員　把握しているならば、令和５年度と令和６年度との比較の状況というのは教えていただけますか。上を向いているのか下がっているのか。

高橋真也参考人　すみません、質問の捉え方が間違っていたら申し訳ないんですけど、前期と今からの売上げについての質問でよろしいですか。（うなずく者あり）現状は今のところ、上がるようには見えておりますし、上げなければなかなか市場運営が円滑に進んでいるとは見えないと思います。そういったところも含めて今いろいろ動いている件がありますので、あとはどこまでそういうのが伸びるかというところだと思います。

藤岡修美委員長　市場運営についてよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、質問事項①②回答いただいて質疑を行ってきましたけれども、全般的に。

宮本政志委員　参考人、今日、陳情書は資料としてお手元に持っていますか。今①から②で多少の質疑が出たんですけど、少し重複して聞くこともあるかもしれませんけど、御了承ください。まず陳情書についてお聞きしていきます。陳情書の５番目です。読みましょう。お持ちですよね。別紙によれば、今年２月に、とある事業者が株式会社フレッシュに対して市場活性化のために半分を借り、一緒に市場を盛り上げたいとの相談があったというが、この事実を把握していますかっていうのが、この陳情書の５番目に書いてありますよね。こういった意見広告に、今言ったような事実があったかについて、まずあったとしたらどのような申出の内容があったかをお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　この事実はありまして、当時事業者の従業員の方が僕のところにお話を持ってきてくださいました。というのが、そこを加工場として､うちの荷物も含めて､そういうことをしたいというお話が来ました。

宮本政志委員　申出の内容、ありがとうございます。そうすると、どちらが断ったんでしょうかね。

高橋真也参考人　最終的には僕のほうからお断りを入れました。

宮本政志委員　その断った理由をお聞きしてもいいですか。

高橋真也参考人　ここで発言はできるんですけど、相手先もあって、また誤解を招く可能性があるので、ここでは控えさせていただきたいと思います。

宮本政志委員　続きまして、陳情書の１５番を見ていただけますか。記事に、役員貸付金に対する利息の支払いがなされてないとあるが、これは法的問題が出てくる可能性があり、この事実確認をすべきであると陳情書にあります。先ほど支払っているとおっしゃいましたよね。市場運営会社の社会的な評価というのが、私ども家賃の減免の審査で一つの大きなポイントになるので少し確認させていただきますが、ちょっと重複するかもしれません。まず、このことは事実なんですよね。

高橋真也参考人　事実ということがよく分からないです。

宮本政志委員　先ほどお答えになったので少し混乱されるかもしれませんけど、陳情書にのっとってお聞きしているので、ここには支払いがされてないとあるが、これは法的問題が出てくる可能性があるため、この事実を確認させてください。つまり、利息の支払いがなされてないということに関しては、事実かどうかっていうことをお聞きしているんです。

高橋真也参考人　これに関しては事実ではないです。支払いしておりますので。

宮本政志委員　多分、いろいろ緊張されていると思うんですけど、あくまで、事実確認を聞いているだけなんです。議会というのは、例えば税務署でもなければ、裁判所でもないんですよ。ただ、我々が今後いろいろな審査をしていくために参考として聞いていますので。それと今度は、陳情書の資料も一緒にお持ちですか。陳情書だけじゃなくて、いろいろな資

料がついていますよね。この資料に、当時テナントであったＡ社から行政にクレーム的な意見が寄せられて、それに対して担当課から返信がされています。このことについては御存じですか。

高橋真也参考人　一応何となく聞いていたとは思い……メールの問合せの件でしょうか。

宮本政志委員　はい、そうですよ。

高橋真也参考人　一応そういう話は聞きました。

宮本政志委員　そうすると、今お持ちなので内容を見ますと、株式会社フレッシュのほうから場所の使用範囲についてしっかり指導がなされず、つまり、使用範囲については株式会社フレッシュがしっかり説明してないとか、あるいは、契約外の場所の利用があったこととかがありますよね。また、同じく株式会社フレッシュのほうからＡ社に対して雨漏りについての事前説明がなかったといったことが契約解除の理由と思われるわけです。それについてはどのように認識されていますか。

高橋真也参考人　これについては相手先のこともあって、事実を述べるのがあれだと思うんですけども､ちょっと誤解を招くような可能性があるので、ここではお答えは控えさせてもらえたらなと思っております。

宮本政志委員　分かりました。相手方がいらっしゃるということなので、その辺りもまた議会としてどうやっていくかっていうのは考えていかないといけないですね。それでは、次に行きますね。賃貸借契約に係ることでお聞きしたいんですけど。まず、高橋参考人が、市に提出した書類について、間違いないかを聞いていきたいんです。今後の市場活動の計画についてということで、これは令和３年５月２４日に藤田市長に届出書として出してらっしゃいますよね。この書類の中に、正確に言うと、今後

の市場活動の計画に公正公平な取引を通じ、中央青果業務停止時に失墜した信頼の回復を実現し、市内外の個人出荷者の市場会計を促すというふうに、これ当然、高橋社長のほうでつくられて市に提出していらっしゃいますよね。ここで言うその中央青果が失墜した信頼とは何ですか。

高橋真也参考人　ここで発言してもいいんですけど､この信頼失墜というのは、取引先がもう全部山陽小野田市場と取引しないというところからスタートしております。某加工会社も含めて、給食納品でもそういうのが必要っていうのもあったので、何度も何度も足を運んだ上で、きつい条件で取引させてもらっております。今、市内の農家も、何度も足を運んでももう出さないっていう方々もおられますし、だからそこに関しての回復は現状も今やっている状況で、そこでもう１回やってあげようとていう心優しい農家が、市内、市外も含めて、少しずつ集まっておりますが、現状やっぱりそうやって中央青果がなくなったときに何かしら被害があった方々からの取引は、回復できているところもあれば、まだ現状できていないところもあって、そういうところは、自分に時間があるときには連絡を取って何とか回復しようと思ってやっております。

宮本政志委員　今、回復のために高橋社長のほうでいろいろされたとお聞きしました。今年の６月末までの２年間、この信頼回復のために、どのように取り組んで活動したかをもう少し具体的にお答えできますか。この６月末までです。今年の７月１日から今日現在までは今日の参考人招致には該当しませんので、あくまで今年の６月末までの２年間で、具体的にどういった取組を信用回復のためにしたか教えてもらっていいですか。

高橋真也参考人　申し訳ないですが、質問は分かるんですけど、具体的にというのはどういうことをお求めになっているのかがちょっと分かりません。

宮本政志委員　質問の仕方が悪かったですね。今後の市場活動の計画と先ほど言いましたように、中央青果業務停止時に、つまり中央青果が業務をス

トップしたときに失墜した信頼の回復を実現するというふうに市に出してらっしゃいますね。市内外の個人出荷者の市場会計を促していきますよと市に提出されましたよね。それでその信頼回復のために、今年の６月末までの２年間で、先ほどおっしゃったのは、抽象的で平たく分かるんですけど、もっと具体的にどういった取組活動を信頼回復のためにされたのかをお聞きしたいんです。

高橋真也参考人　ちょっと分からないですけど、取引のなくなった農家に連絡が取れるところは取って、また出荷していただけないかとか、市外のほうでももう小野田の市場はないんだろうかとかよく言われていたので、いや、ありますよっていう話をさせてもらって、僕がやっておるので、少しでも出荷していただきたいというお話をさせてもらったのと、某加工会社には、そこの代表取締役社長とお話しして、どうにか取引させてもらえないかっていう中で、こういう条件ならいいよっていうところまでたどり着いてやらせていただいております。具体的にというと、こんな感じでしか言えないんですけども。

宮本政志委員　例えば、今それでお話をさせてもらったとか、連絡をさせてもらったとかが、具体的に例えば何件ぐらいなのか、お聞きしていいですか。

高橋真也参考人　加工会社は１件ぐらいです。そこはもともと大きかったのでそこと、あとはもともと取引されていた仲卸とか小売とかが数件、農家は数が分からないです。１桁単位ではないんですけど、十数件なのか二十数件なのかって言われたら分かりません。当時から残っていたデータを基に、電話番号がないところは足を運んで、そこの農家がいたり、いなかったりとかもありましたので、そういう活動をいたしました。

宮本政志委員　ということは農家に行かれたのは２桁台で、１００件とか２００件とかっていう３桁台じゃないですね。それと今の答弁の中で出なか

ったんだけど、ＪＡの協力なくして信頼の回復は、私の主観で難しいと思っているんですよ。過去の中央青果の事業内容を見てもね。ＪＡとの連携はどうなっていますか。

高橋真也参考人　当初はＪＡと契約とか全部お話しさせてもらって、連携できるようにはしております。あとはここでは話せないんですけど、いろいろ事情がございまして、現状は信用がなくなったというわけではなくて取引をしていません。

宮本政志委員　なるほど。協力体制の構築はどのようにできているのかなって聞こうと実は思っていたけど、今の答弁からすると協力体制の構築はできてないですよね。ＪＡと協力体制は何か構築されていますか。

高橋真也参考人　現状で言えばできていません。ただ、今後する予定はあるんですけども、そこはまた僕とＪＡも含め全農とかの話もありますので、だから今は商品を頂くという関係はないですけども、今後は予定ではございます。

宮本政志委員　次の質疑に行く前にちょっと待ってください。今の私の質疑と、それから、当初の①の質問事項に対して参考人はなかなか答えられないっておっしゃった中で、データや少し記憶にないから答えられないというのは致し方ないかと思う。それはもう人間ですから。何百何千っていうデータが頭に入って、僕なんか全然入ってないからね。でも、答えられるべきところが答えられないって何度もおっしゃったことについて。今、あそこの卸売市場は、土地も建物も山陽小野田市の名義ですよね。ということは山陽小野田市民の財産なんですよ。その財産をお借りして、本来支払うべき家賃を１０分の１に減額していただいて市場運営してらっしゃいますよね。株式会社フレッシュ、参考人が行っているこの市場運営は、公益性とか公共性とかっていうのはあると思いますか、ないと思いますか。

高橋真也参考人　あると思いますし、そこは努力して努めていると思っています。

宮本政志委員　ちなみに、これクイズ番組ではないので間違っても全然問題ないんですけど、参考人が解釈してらっしゃる公益性とか公共性って簡単に言ったらどういうふうなものだとお考えですか。

高橋真也参考人　もともと、認定をもらって山陽小野田市場として活動すること、地元の農家、地元の小売屋を公平公正に対応して、一緒に盛り上げること、僕の目標としては、最終的には市民の方に何かしらで還元できるような施設になっていけばいいなっていう思いで、市場をやっていこうと思っておりますので、そういうのが行政なのかどうかはちょっと分からないですけども、僕はそういうことだと思っております。

宮本政志委員　すみませんね。何か意地の悪いような質疑だけど、今おっしゃったことは合っていると思います。私も調べてきて、特定の個人や組織のみではなく、つまり市民の財産であり、公益性や公共性がある市場運営ですから、特定の個人とか、会社組織のみではなく、広く社会一般の利益に関していくということが、公共性や公益性、あるいは広く社会に影響、利害を持つ性質とか特定の団体に限られてはいけませんよというのが、公共性や公益性の後半の意味なんです。今、参考人がおっしゃるとおりです。そうすると、公益性や公共性が全く参考人になくて、一個人の企業とかでしたら、これは民事介入になるので、議会ってなかなかこういうことしてはいけないんです。でも、公共性や公益性があると私は判断しているし、議会も判断している。今、参考人もそれを理解してらっしゃいますよね。そうやってお答えになりました。そうすると、公共性、公益性の立場で市場運営していらっしゃる参考人の立場からは、これはお答えできることじゃございませんということが先ほどから多かったんだけど、これに大きな疑問を実は持っているんです。質疑に戻り

ます。次に、学校給食の納品業者に対して、適切な食材の提供を行えるようサポートを行うってありますよね。給食納品業者が２者ありますけど、２者それぞれにどのようなサポートを行ってきましたか。

高橋真也参考人　開設当初は、できれば市場から商品を取っていただきたいっていう話を双方にして、入札の金額に対して、うちが提示できる商品を当初は双方にしていて、その後は、求められたらする、求められなかったらしないという感じでした。ただ、一応僕のほうも入札には参入しておりますが、市場は民間なので、双方に、山陽小野田地方卸売市場から絶対に取ってくださいとはできず、あくまでも民間で話し合ってやるべきことだっていうところでやっていたんです。しかし、やはり民間同士なのでいろいろなすれ違いやいろいろなことが起きて、そこが今回うちの卸売業者としての売上げが下がっている部分の要因の一つでもあります。

宮本政志委員　すみません、少し僕の聞き方が悪かったかな。つまり、適切な食材の提供を行えるように、株式会社フレッシュがサポートを２者にしていきますよって書いてあるから、その２者それぞれにどういうサポートをされたかをお聞きしたいです。

高橋真也参考人　最初にサポートっていうのは､うちの商品の価格を提示して、うちから取ってもらえれば、給食に適した食材をサポートするという話をさせてもらったんですけれども、皆さん民間企業なので他市場とかと比較して、やっぱり商売なので安いほうを取っていかれます。僕のほうも市内産の商品が集められれば、双方にこれがあるので取ってくださいみたいなことはできたとは思うんですけども、現状それができていないので、そういうサポートに関しては、現状ではできる範囲でしかできていないかなと思います。

宮本政志委員　今、どういうふうな手助けをしてあげましたかということを聞

いたけど、こういうサポートされたんだっていうふうには、答弁から私はちょっと理解できなかった。時期とか何回ぐらいそういうサポートしたかは分かりますか。ちょっと分かりにくいかな。

高橋真也参考人　今言われている質問に対して何を回答したらいいのか分からないんですけど、自分が提供した回数は覚えてはいません。

宮本政志委員　次に、山陽小野田市産を中心とした食材提供を実現するというのもありますよね。市内産を学校給食で使用するには、一定の規格のものが大量に必要になりますよね。その市内産の青果物についての仕入れルートはありますか。

高橋真也参考人　現状は給食に対して賄える量のものはありません。

宮本政志委員　現状というのは、この２年間、今に至ってずっとそれを継続しているという状況ですか。

高橋真也参考人　できるものに関して提供はしていましたけども、今はできてないです。

宮本政志委員　提供じゃなくて､仕入れルートがありますかということですね。市内産を中心とした食材提供を実現しますよって計画で出しておられますよね。だけど、給食って物すごく大量の一定のものが必要になってくるでしょう｡だから､市内産の青果物についての仕入れをするルートは、お持ちかを聞いています。提供じゃなくて、仕入れルートですね。

高橋真也参考人　給食の量を賄うほどの仕入れのルートはありません。

宮本政志委員　それは当初からですか。開設してから現在までずっとないんですか。

高橋真也参考人　ずっとではないですけど、今年はないぐらいで、去年、おととしはあったと思います。

宮本政志委員　今年というよりもできれば令和６年６月末が令和５年度の決算ですよね。その前の令和４年度が関係してくるので、特に開設から今年の決算が６月末までの間にはこういったルートはあったんですか。

高橋真也参考人　その間はＪＡがありました。

宮本政志委員　ＪＡとのルートはいつ開拓されたんですか。

高橋真也参考人　開設してすぐＪＡにお話しにいって、それからです。

宮本政志委員　なるほど。ＪＡからそういった大量に仕入れるルートもすぐ構築しましたよと。別で、この大量に仕入れることを実現するために、何か直接この生産者の方々に対して行った働きかけはありますか。

高橋真也参考人　市内の方で、何人かはそういうお話しをさせてもらいましたけど、高齢化も進んでいて難しいと。今、県外ではいろいろつくってもらっていて、給食センターには、定期的にこういったものが使えるかという相談には行っております。市内産に関しては現状難しいですけど、県内産に関しては、５月か６月に県内産でメークインを作っていただいて使用してもらったという実績があります。

宮本政志委員　最初の計画では山陽小野田市産を中心として食材提供することを実現していきますよと計画は出したけど、なかなかいろいろ難しかったから、途中から県内産にシフトを変えてやっているという受け止め方でいいですか。

高橋真也参考人　市内産を諦めているわけでもなくて、市内でやりたいという若い方からの相談も受けておりますので、もしそういうのが決まれば、農林水産課のほうにも行って協力体制を整えようと思っております。

宮本政志委員　ありがとうございます。今の答弁でまた次に聞きたいことがつながってきました。そうすると、また市内産を中心とした食材提供ということも計画で出しておられるので、その場合の給食食材の納品業者２者にどのような提案というのを行いましたか。この市内産を中心とした食材提供をやっていきますよと計画を出した。それに対して、給食食材納品業者が２者あるので、その２者にどのような提案をこの活動のためにしてこられたかを教えてください。

高橋真也参考人　開設当時は一品だけでしかなかったので、それに対しては双方に市内産をこの金額で扱ってほしいっていうことは言いました。その後に、現状もそうなんですけど、市内産で給食を賄えるほどの量がありませんので、市内産に関しては提示することができないですね。

宮本政志委員　分かりました。現状どうなっていますかと聞こうと思って、今、現状も一緒に答えていただいたので、次へ行きます。学校給食を視野に入れたＪＡとの協力体制を構築するってこれも活動ありましたよね。だからさっきＪＡとのことを私も主観的に協力体制の構築は大事だと。でも、株式会社フレッシュが活動として具体的に出していらっしゃるので、学校給食を視野に入れたＪＡとの協力体制を構築とありますけど、この２年間で学校給食についてＪＡとどのような協議を行ってこられたか、まずお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　開設当初はＪＡに何度か足を運んで、市内産を扱いたいのでという協力があって、僕の記憶では最終的に２品ほどは提供したかとは思うんですけども、例えば、山陽小野田産のアスパラガスとかもそういうのも考えたときに時期的に難しいと、市内産の提供給食のメニューと

できるタイミングがというのもありましたし、それを市場で売らせてほしいとＪＡにお話に行ったときには、山陽小野田中央卸売市場を閉鎖したときに、他市場に助けてもらっていたので、そこをむげにはできないということで、僕のほうには提供していただけず、山陽小野田産のアスパラガスはそこで何とか交渉したけど厳しかったというところです。

宮本政志委員　なかなかＪＡは厳しいですね。ちなみにその交渉とか行かれたＪＡの窓口は具体的にどちらですか。ＪＡっていっぱいありますけど。

高橋真也参考人　高千帆営業所です。

宮本政志委員　今の御答弁を聞くとなかなか連携って難しいかと思うけど、とはいえ活動の最初の計画にも協力体制の構築と出していらっしゃるわけなので、今後のＪＡとの連携に対しての展望は何かございますか。

高橋真也参考人　展望は僕自身にはあって、今、取引をしていない段階なんですけど、今後そういったものが縁になりそうだったらＪＡというか、全農と話をするようにはしております。現在は具体的な提案とかそういうのはないんですけれども、今後、何か市内産とかを中心に給食とかに展開ができて、ＪＡの力を借りなければならないとなれば、またお話には行こうと思います。

宮本政志委員　なかなか今時点では、展望を示していこうというのが難しいっていうことですね。分かります。次、またお聞きします。これも活動で、全食材市内産を目指した計画的な個人出荷者の育成、それから新規開拓を行政と連携して行うとありますよね。まず、一つ目が個人出荷者育成の計画について、どのような育成計画をつくってらっしゃるかお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　先ほどから回答させてもらっておるんですけども、若い方が

働いていて独立したいという中で、いろいろな県内の方と知り合いになる機会が多いもので、そういう人たちが度々相談に来て、次どういうものをつくったらいいかとか言いますけども、やはり、そんな１日、２日でできるものではないので、前もって計画して来年、再来年っていう段階で、今、二、三名ほど若い方がおられて、そういう人にメークインなりなんなりをチャレンジしてもらっています。また市外にはなるんですけども、やっぱり実家の畑が空いていて、そこを有効活用したいけど何を作ったらいいかとかという相談を受けた上で、給食を中心に扱える商品を作っていただければ、僕のほうで責任を持って給食センター等に相談に行けるので、そういった育成というか計画を進めております。

宮本政志委員　いろいろ活動をされておられるのがよく分かります。例えばそういったときに、今、相談を受けているわけですから、こうしたらいいよ、こうするべきじゃないとかっていう助言はいろいろされていると思います。例えば思い出されるような助言というのは何かありますか。こういう助言したよっていう。

高橋真也参考人　助言というのが今答えることになればいいですが、先ほどもそうですけど学校給食､例えばですけど､ニンジンとかメークインとか、あとはネギだったり、時期によっては白ネギだったりそういったものを扱うので、その時期に合わせてできる、山口県でできる範囲、気候の問題もございますので、その範囲でできるものを作っていただきたいと。やっぱり、学校給食はサイズが大きいものが限定なので、小さいものは某スーパーにも話をして地産地消として販売してもらうという話はできております。

宮本政志委員　分かりました。たくさん助言した中の１例として、今、二つ聞いたその個人出荷者の育成の計画とそのためにどういった助言をされたのですかっていうことも踏まえて、行政と連携されるということがうたってあるわけですけど、行政に対してどういった提案をしたかっていう

のがあれば内容をお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　現状はないと思います。というのも、別に行政をむげにしているとかではなくて、助けてもらったりして何かアドバイスを頂きたいのであれば伺うという姿勢は変わっておりませんけども、現状、市内でやっていただける方がやっぱり少ないですし、やりたいっていう方もおりますけどまだ固まってはおりませんので、そういったことがあれば行政のほうには相談には必ず行こうとは思っております。現状でしたか、してないかと言われればしていません。

宮本政志委員　さっきはＪＡとの関わりで学校給食のことでお聞きしたんですけど、今は、先ほど言った全食材市内産を目指した計画的な個人出荷者の育成と新規開拓を行政と連携して行っていきますよというこの活動計画を前提として、ＪＡとの協議は何か進んでいるところがあれば教えていただけますか。

高橋真也参考人　初めに例えば行政にそういう依頼をして、ＪＡと一緒になってやるっていう前提がちょっと難しいです。今の質疑に関してなんですけど、僕の捉え方としては三位一体となってやるべきじゃないかっていうふうに聞こえるんですけども、実際農業は人それぞれで皆さん考え方もございますので、そういったことも正直求められていない農家もおられると思うんです。なので、そこを全部一つにしてっていうのは難しいかなとは思っています。

宮本政志委員　確かにＪＡとの協力は、学校給食の食材を仕入れていく、あるいは全市内産の食材を使っていこうとするときに、私の主観でこれはもう不可欠で絶対必要だなと思うから、その前提で今、ＪＡとなって、でもそれは今必要ないし、ほかの農家たちにもそういうことを言われるよっておっしゃったので、その件に関しては分かりました。次に、学校給食センターと連携して食育事業推進ね。これについて、学校給食センタ

ーにどのような働きかけとか提案とかを行ってきましたか。

高橋真也参考人　現状はやっぱり食育に、それが該当するか分かりませんけども、僕個人としては両方ともいろいろ相談にも乗っていただけるので。まずは市内産で全部そろえられるのがベストなんでしょうけど、現状かなり厳しいところもございますので、県内を中心に安心で安全で、子供たちに提供できるものっていうところで、何かあればお話しに行かせてもらっております。

宮本政志委員　学校給食センターとまず連携していきますよってあるから、学校給食センターと連携されたと思っています。どのように連携していこうという働きかけをしたとか、あるいはこういうふうに連携していきましょうって提案されたとか、具体的にお聞きしたいです。

高橋真也参考人　求められている回答が分からないんですけども、僕の中の連携と言えば先ほどからお伝えしているとおり、用意できて使える食材であれば、農家を助けてもらうことにもなりますので、地産地消をできる限りお願いできないかと、僕のほうで給食センターのほうに連絡したり足を運んだりして、相談しております。

宮本政志委員　学校給食センターとの連携ということで、そういった働きかけをしたということですよね。今までしてらっしゃったわけで、今後の展望が何かあったら教えていただいていいですか。学校給食センターと連携して食育事業の推進に関して何か展望があったら教えてもらっていいですか。

高橋真也参考人　何年かかるか分かりませんけど、あくまでも市内産、県内産の地産地消をベースにまず食材を増やさないことには、なかなかそういったいろいろな活動ができないと思いますので、そこはアンテナを立てて、そういう農家や個人の方で農業をやりたいという方が相談したいっ

ていうときには、積極的に相談に乗っています。僕もやっぱりそうやって出荷者が増えてくれるほうが非常に助かります。そういった活動をしていきたいというよりもずっとしてきて、現状はやはりなかなか厳しいところもありますけど、開設した当初からずっと続けております。３年たったぐらいでようやく少し芽が出たけれども、今後あくまでもその計画でやっていきたいっていうのは、５年、１０年でできるものじゃないと思っておりますし、ましてや天候の問題もあって急にできなくなったりもするので、将来は最終的にそうなればいいなと、諦めずにやっていきたいと思っております。

宮本政志委員　次に、自然災害時の炊き出しなどの被災者支援を行うという実績はありますか。

高橋真也参考人　現状、県内では、やってはおりません。会社としてはないんですけど、僕個人として頼まれて、１月、２月に石川県の輪島に商品を用意できないかという声がありましたので、そこは少しつなげたところはあります。それで僕は収益を得たことはないですが、そういった連絡はありました。

宮本政志委員　今の御答弁からすると、山陽小野田市あるいは山口県内で、この２年間で災害支援を行うような災害がなかった。でも他、の山口県外の都道府県に関しては、支援で行っていますよと受け止めました。受け止め方はそれで間違ってないですよね。

高橋真也参考人　間違っていないというか、県内であったとしても僕のところに、上からになるかもしれないんですけど、要望もなかったし、僕のほうから働きかけてどうにかできる状況でもなかったので。ちょっと覚えてないんですが、県内でもそういうのは少なからずあったかもしれませんけど、そういうお手伝いはできていないと思います。

宮本政志委員　そうですよね。自然災害時の災害派遣協力っていうもの、主に食材の被災者支援ですね。そういうことをしようと考えているのであれば、山陽小野田市に対して災害協定を結びましょうという提案は打診されましたか。

高橋真也参考人　大変申し訳ないんですけども、打診も何も今日初めて聞いたので、今後は取り組もうかなと思っております。僕のほうが力不足だと思います。

宮本政志委員　次に、山陽小野田市と連携して、市内農産物をアピールできる場の提供についてで、市に何か相談されてきたことがあったら教えてもらっていいですか。

高橋真也参考人　現状は僕の力不足だとは思うんですけども、市のほうに何かその提案できるものが、今ちょっと思いつかないです。していないわけではなくて、先ほどもお伝えさせてもらったとおり、今、その市場を第三者販売もできるような市場なので、そういったところでアピールできておりますので、今後もっとしたいとか、もっと何かそういう場所を提供してほしいとなれば、市に要望はいくと思います。

宮本政志委員　今のところ、多少アピールできたかなというふうにも受け止めたけど、何か例えば具体的にこういう成果ありましたよっていうのがあったらお聞きしたいんですけどね。今、アピールゼロって言われなかったですよね。多少なりともしてらっしゃったと。そのアピールで何かこういう成果があったよっていうのがあったらお聞きしたいんですけど。

高橋真也参考人　成果と言えば、２月から始めている朝市で市内産の野菜を売って、それをリピーターとして買っていただけるということかとは思います。あと某スーパーからは、ほぼ日々売り切れるので、もっと量を集めてほしいっていう要望がかなり多いので、それに向けてまたどうにか

しないといけないなというのが僕の現状の課題です。

宮本政志委員　今、多少なりともアピールができていて、成果がよく分かりました。成果も含めて今後の展望は何かありますか。

高橋真也参考人　今後の展望というのは市内産のアピールのことですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）今後のアピールというより、現状の市内産を増やすことがやはり大前提だと思っております。現状で足りていない状況なので、出荷者から競りや相対取引で、いろいろな商品を集めている段階で、やっぱり小売店から、市内産は大変貴重なものなので販売したいっていうのもあるので、こういったらあれですけど、その中で余っていったものを僕が販売しているのが現状です。取りあえず今の展望としては、課題として取り組んでおりますけども、市内産の量をどうにか増やしたいというところですね。

宮本政志委員　もう少しお聞きしたいことがあります。参考人の方は、今もう一生懸命答えていただいたんだけど、暫時休憩を入れましょうね。

藤岡修美委員長　時間がかなりたちましたので、ここで暫時休憩としたいと思います。

午後３時３７分　休憩

午後３時４８分　再開

藤岡修美委員長　それでは委員会を再開いたします。引き続き、質疑を求めます。

宮本政志委員　さっきの続きになります。市と連携して市内農産物をアピール

できる場の提供には、また私の主観になるけど、ＪＡとの協力はもう絶対不可欠だと個人的に思っています。このアピールに対してはＪＡとの協議はどこまで進んでいるかを教えてもらっていいですか。

高橋真也参考人　市内産のアピールは、もともと取引するときからも含めてなんですけど協議しておりません。する必要がないからしていないとかではなくて、協議の中でそういった話にならなかったということだと思います。

宮本政志委員　次は、協定書について聞いていきたいと思います。まず、行政の説明ということで、これはちょっとお手元に持っていらっしゃらないと思います。令和４年６月の議事録に、具体的な減額の理由として、県の認定を受けること、それから、協定に基づき運営することとあるんですけど、この協定書については、減額の理由として間違いないですか。

高橋真也参考人　間違いないと思いますけど、何ていうか、僕は携わってないので分からないです。減免を受けた理由はそれで間違いないかっていうことなんですか。

宮本政志委員　協定書に携わっていないってことは……

高橋真也参考人　その契約を見て、その内容を見て、判子とか押しているので、それに関しては承知しているんですけども。

宮本政志委員　そうすると、今、参考人の方が協定書をお持ちじゃなかったら、私の質疑がなかなか伝わらないので……

藤岡修美委員長　事務局、用意できますかね。暫時休憩いたします。

午後３時５５分　休憩

午後４時６分　再開

藤岡修美委員長　それでは委員会を再開いたします。質疑を再開します。

宮本政志委員　それでは、市場運営に当たって、市と賃貸者契約を締結されましたよね。その市場運営、あるいはそのための賃貸借契約も全て協定書が前提になっていると考えているんです。協定書の質疑で、実はこれは議会の会議録といって、当時どういうふうに担当課が答えて、議員が質疑したか文書としてあるんですよね。その中で、令和４年６月１０日に、当時の担当課が減額貸付けの条件で、県の認定を受けることが一つと、市の締結する卸売市場の運営に関する協定に基づいて運営する、この二つを減額の条件と担当課が我々の委員会で答えたんですね。減額を受けた株式会社フレッシュとしては、そのことについては、間違いがないかということです。

高橋真也参考人　はい、間違いないと思います。

宮本政志委員　この協定書の第１条から第１０条までありますね。この第１条の目的の達成のために第２条から第１０条は定められたものという認識は持っておられますか。

高橋真也参考人　求められている認識をされているかどうかは自信がありませんけども、これは契約、協定書を結ぶときに把握しておりますので、自分なりには把握しております。

宮本政志委員　それでは協定書、これさっき一部少し言いましたけど、今お持ちの協定書の第１条に卸売市場を運営するに当たり、本市における生鮮

食料品等の需給の円滑化及び取引の適正化を図り、もって市民生活の安定に資するため、必要な事項を定めるものとするとあります。この目的達成について、どういうふうに認識してらっしゃるかお聞きしていきます。まず、需給の円滑化について、この２年間、だから今年の７月１日から今日の日までは関係なく、今年の６月３０日以前の２年間、どういう取組を需給円滑化のためにしてきたかをお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　答えになるか分からないんですけども、こういったことに対して質問がちょっと理解できないところもありまして、こういうのを僕の中で把握して、円滑化も含め市民の生活安定とかも含めて、やはり市場がしっかりとしていく。当初から今もまだできておりませんけども、黒字というかしっかり利益も出して、市場が農家を含め、そういうのが全て円滑にいくようにすべきことだと思って活動しているので、それが答えかなとは思います。だから具体的にと言われましても、数字だけを見て、できてないって言われたらそれまでなんですけども、僕としてはこの２年間、市場運営はおろそかにせず、活性化に向けて活動していたのでそれが答えとして受け取ってもらえるとうれしいなと思います。

宮本政志委員　さっきは需給の円滑化を聞きました。次は、先ほど需給の円滑化と取引の適正化って、両方を図りと書いてあるので、取引の適正化を図るために何かされてきたかをお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　取引の適正化は認定を受けたときに業務規程をつくりましたので、業務規程に準ずる取引の適正化は行っております。

宮本政志委員　先ほどから言いますように、この第１条の目的を達成するために第２条から第１０条がある。そういった協定書ですと言いましたけど、この第１条の目的達成のために、具体的な取組を求めているのが実は第７条で、その第７条には、産地育成のため、地元農家等を支援し、市内農産物の魅力を消費者に発信するための取組を実施することとあるんで

す。これが具体的な取組を求めている内容なんですね。そこで、農家への訪問は先ほどいろいろお聞きしておりますけど、継続的に行っておられますか。

高橋真也参考人　時間があって会える方には行きますけども、やはり山陽小野田市とはいえ広くて北も南も西もあるので、その中で会えるときは、見に行ったりはしたいと思っております。また市外とかにも要望が多いので、自分ができる限りでは訪問したいと考えており、できるときはしています。あとは基本的には会ってお話したり、電話でやり取りしたりが多くなってしまうのも現状ではあります。

宮本政志委員　今、継続的にはしていることが分かったんですけど、具体的に教えていただきたいと思います。例えば、この２年間で、継続的に訪問していらっしゃるわけですから、こういうところに例えば１週間で何回行ったとか具体的な例があったらお聞きしたいです。

高橋真也参考人　先ほどから具体的にというところがすごく難しい質問であって、何かすごく制限されているような気がするんですけども、当然自分もやっぱり本業があり、週１回に何十人といる農家に会うことが１００％不可能なので、月単位、２か月単位、下手したら年内単位で、やっぱり農家によっても栗だけの農家もおられますし、通年出される農家もおられるので、ケース・バイ・ケースだと思います。具体的に、この農家に週に何件行ったとかも含めてお答えするのがなかなか難しいなと思います。

宮本政志委員　地元の農家の方々に支援をもししていらっしゃったら、どういった支援をしているのか具体的に教えていただきたいです。

高橋真也参考人　これが求められている答えになるか分からないですけど、地元農家が持ってきたものに関しては全部引き取って僕のほうでちゃんと

販売してあげるという話はしておりますので、それが支援の一つかなと思っております。

宮本政志委員　支援を通じて、何か提案したとか何か提案されたことがありますか。なかったらあれですけど、もしあったら教えてもらっていいですか。

高橋真也参考人　先ほどから申し上げることの繰り返しになるんですけど、向こうから言われたら、まず給食、もう商品をベースに話して、高齢化が進んでおるので難しいとなれば、できる範囲で体調に気をつけて、もう少しでも長く農業をやっていただきたいという話を基本的にはしております。後は、農家の中には何人かはやはり今後こういうのを作って、何がどの時期に、少しでも価格が上がるものがあれば教えてほしいと言われれば、そのときの状況によってお答えをしております。

宮本政志委員　先ほども言ったんですけど、第７条後半に市内農産物を消費者に発信があるんですが、どのような発信をされたかというのをお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　先ほどと同じになるんですけど、土曜日に販売しているのと某スーパーの地産地消コーナーで販売しているという感じです。

宮本政志委員　これＪＡがまた出てくるんですけど、この第１条の目的達成のために、この協定書の第７条があって、具体的な取組を求めていますと。この第７条の取組を実現していくには、私の主観になりますけどＪＡとの連携が不可欠だと思っています。この第７条の具体的な取組を実現していくために、ＪＡと何か連携を取られましたか。もしあれば教えていただきたいと思います。

高橋真也参考人　開設当時は少し連携していたこともありますけど、現在行っ

てはいません。

宮本政志委員　ＪＡと連携を取らなくなったのは、例えば令和５年のいつぐらいとか令和６年ぐらいからとかは分かりますか。

高橋真也参考人　正確な日数はちょっと覚えてないんですけど、令和５年の１１月ぐらいからかなと思っております。

宮本政志委員　協定書には目的が示してあり、いろいろ取組についても説明をしていただきました。参考人、代表者として、改めてこの第１条に書いてあるこの協定書の目的を達成できたと考えていらっしゃいますか。どうでしょうか。

高橋真也参考人　達成できたというよりか、今後も継続してやっていくべきことだと思うので、達成したとか、してないとかっていう回答はできないです。

宮本政志委員　ということは今後の取組についてお聞きしようと思ったんだけど、今後も引き続き、この協定書に基づいて取り組んでいこうとは思っていますよって受け止めていいのかな。何か今後の取組について、もしお考えがあったらお聞きしたいんですけどね。

高橋真也参考人　継続して――やっぱり市場というより卸のほうも先ほどから言われているとおり、協定書は当たり前のことなので、これはもう随時継続、少しでも多く取り組んでいく事案だと思っておりますので、守るべきことは守るということだと思っています。何をどうするかということを今答えられるというよりは､現在も行っておるし､各農家も含めて、やっぱり高齢の農家でもう廃業されるという方がおればそこを引き継いでくれる農家を探したりもしているので、そういったことを継続するのが今後の一つだと思います。

宮本政志委員　続きまして、もうそんなにたくさん私が聞きたいこともないんだけど、家賃の減額措置、議案提出理由にかかること。つまり参考人ではなく、市が議案を提出した理由はこれで、担当課のほう、執行部って言いますが、それに係る質疑で参考人に確認をぜひしたいことがあるんです。令和４年６月１０日の議事録に残っているんですが、貸付料の金額を減額する条件、株式会社フレッシュに対して、家賃の減額をする条件として四つ、我々議会に説明があったんですよ。まず一つ目が、安心で新鮮な青果物の供給。二つ目が、需要と供給に応じた適正な価格形成。三つ目が地域の農業振興。四つ目に、地産地消による市民生活安定の向上。この四つの条件を、議案の提案理由として、担当課が議会に出してきたんですけど、この四つは、参考人、御存じですか。

高橋真也参考人　正直記憶にはないので聞いていたのかもしれないですし、忘れているかもしれない。ちょっと分からないです。ただ、現状では記憶が曖昧なので分からないです。

宮本政志委員　今、参考人は、あったかどうか記憶にありませんという答弁でしたよね。これがもし、参考人が、私は全くこのことを知りませんよっておっしゃったらとんでもない問題になるんです。今、記憶にちょっと確かじゃないということでほっとしたんですが、全く知りません、全く初めて聞きましたと言ったら、執行部は、議会に対して、虚偽の理由を議案審査に充てたということでとんでもない問題になるので実は緊張しながら答弁を聞いていたんですけど、ここは、ちょっとよく覚えてないということですね。そうすると記憶にないので聞きにくいんですけど、安心で新鮮な青果物の供給というのは具体的にどのように実現してきたか教えてもらっていいですか。減額理由として四つ、市が議会に言ってきた。でも今、参考人はちょっとそれを覚えてない。そのことは抜きにして、市場運営に当たっていて、その前提で、安心で新鮮な青果物の供給というのは具体的にこういうふうなことをやってきたということがあ

ったらお聞きしていいですか。

高橋真也参考人　先ほど言われた四つの項目含めて全部言わせてもらうんですけど、青果物を扱う上で当たり前のことなので、努力とか何か行動とかはないと思います。これは当たり前にやっていくことなので、腐敗したものを給食に出す、そんなことは論外なので、ちゃんとした――ちゃんとしたって言い方はあれですけど、製品、給食にかかわらず、納品先も含めて、もう一度検品して納品しておりますので、日頃の生活の当たり前の行動かと思います。

宮本政志委員　なるほど、そうすると安心で新鮮な青果物の供給も適正な価格形成も、それから地域の農業振興も、四つ目の地産地消も当たり前のことだからやってきましたよって今おっしゃって、もうこれは四つのうち何か思い出したことでいいんですけど、具体的にこういうこととしては、これに関してはというのがあったら教えてもらっていいですか。

高橋真也参考人　特にないです。日々の行動なので当たり前に全部やっているので、何かはっきり言うと毎日やっているっていうことですね。

宮本政志委員　しつこくてすみませんね。今日ずっと御答弁をお聞きしていて、参考人とは少し私の主観が違うなって思うんだけども、４番目の地産地消に関しても、やはり私はＪＡとの協力は不可欠かと思っているんです。この地産地消に対して協力体制は何か現状で取り組んでおられたら教えてもらっていいですか。

高橋真也参考人　これが質問になったら申し訳ないんですけども、先ほどからＪＡと言われるその具体的な理由、ＪＡとの協力は確かに大切です。これ言葉を選ばないと難しいのでちょっと答えづらいんですけど、だからＪＡが必要ないこともないです。絶対的に必要なものですし、協力できることならばしていくべき事案だと思っております。ただ、現状は双方

とのいろいろなやり取りの中でできてないだけであって、今後は何かの状況がまたあったときに、取引を再開するようにはなっておりますので、別に何かがあってしてないわけではないです。地産地消に関しても先ほど言ったとおり、全ての農家がＪＡを通しているわけではないところもございます。だから、地産地消に関しては、僕のほうも力を入れておりますし、日々の活動の中で、そういうことはもう必要不可欠なことなので、そういう活動をしています。なので、ちょっと先ほどからそこに、ＪＡ１点での何かって言われるとちょっといろいろ申し上げにくいことはあります。

宮本政志委員　そうですね。先ほどから私の主観と言っていますけど、私は農業の経験がないけど、やはり、農業とか野菜とか花とか果物とかいう青果物とか食品を扱って、市場とかあるいはお店を経営するに当たって、やっぱりＪＡは、一番全国的に協力体制を構築するのに必要な団体かなとかいう主観でちょっとお聞きしていました。だからそれについては、現在のところは協力体制構築に向けて、必要性があればやっていこうと思っているけど、今周りからも、自分の考え方としても、本当に必要性が大きくないので、構築に向けては、本格的に具体的に動いていることはないというふうに受け止めたんです。それはこの受け止め方で大丈夫ですね。間違った受け止め方をしたらいけないですからね。

高橋真也参考人　もう一回言ってもらってもいいですか。

宮本政志委員　今、参考人は、ＪＡとの協力体制の構築が必要ないとは考えてないけど、でもそれほど今すぐに構築しないといけないって重要とは思ってないから、協力体制の構築は現時点ではできてないよって解釈したということです。

高橋真也参考人　そのような認識でいいと思うんですけど、今、現在必要ないと思ってなくて、するべき事案がないという捉え方をしていただいたほ

うがうれしく思います。

宮本政志委員　もうそろそろ最後になるんですけど、先ほども言いましたけどここは裁判所でも何でもないので、法的な問題はありませんけども、株式会社フレッシュが、この１年間の総売上げの約４分の１を占める８００万円もの現金を個人に貸し出していますよね。大変厳しい経営状況かなって勝手な解釈をしてしまうんですけど、役員報酬とは別に、この現金が貸し出されることについて、もし話せる範囲で構いませんので、理由をお聞きできればと思ってお聞きします。

高橋真也参考人　今期の役員貸付けの件でよろしいでしょうか。（うなずく者あり）一部はちょっと個人的ではなくて、これはもうここでは言えないんですけど、もう一つの場合は個人時代の銀行からの借入れを引き継いだときにそういったふうになっているだけなので、実際僕がそれを個人で扱ったわけではなくて、日々、その中で僕が返済していっているという状況です。

宮本政志委員　本当に失礼なことをお聞きしているかというのはあるんですけど、参考人、これ本当に決して興味本位で聞いているんではなくて、先ほども言いましたけど、市場は公共性、公益性そういう公共的な役割を担う場所。そういった公共性を担う株式会社フレッシュが、ぱっと見たときに、普通ちょっとあり得ないかなって思えるような貸付けがあったので、どういった形で経営をしてらっしゃるのかなという、本当に興味本位じゃないんです。議会ですから、今後、議案として出てきたときに、減額が妥当かどうかをこの委員会で審査するわけです。審査する上で確認の必要があるかと思ってお聞きしたので、お気を悪くされたら大変申し訳ございません。委員長すみません。長かったですけど、私の質疑のまとめは以上でございます。ありがとうございます。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。

中島好人委員　審査そのものは、卸売市場の審査を求めると陳情が出されたんですね。資料として、政経ジャーナルが出されているわけですよね。これに基づいて審査もしてきているところなんですけども、この中に「本来であればフレッシュに取材するところですが、高橋氏、本誌には答えたくないと取材拒否のため断念」という記載があるわけですけども、率直なところで、政経ジャーナル、こうした陳情に対しての思いとか、ちょっとお聞かせ……（「異議あり」と呼ぶ者あり）思いますが。

宮本政志委員　中島委員、少し気をつけられたほうがいいですね。今あなたは陳情書と政経ジャーナルを一緒にして､参考人の方にお聞きされました。確かに我々は今この陳情書に基づいて審査しております。その陳情書の審査をするためについている、これは単なる資料です。ですからその資料の政経ジャーナルに対してのものとか、そのほかの資料に対して具体的にこの陳情書と併用させて、それについてどうかという質疑は少しそぐわないと思いますよ、委員長。政経ジャーナルについてどう思いますかって、これは資料でそうじゃないでしょう。あくまで陳情書について審査しているんでしょう。その審査する上での資料として添付資料として付いているものでしょう。だからそれを個人的にどうなんですかというのは、どうですか。今の質疑を認めるべきじゃないと思います。

藤岡修美委員長　中島委員、何かあれば。

中島好人委員　当然資料として委員会に出されたわけですから、この間もそうですし、資料に基づいて審査もしてきているわけですから。当事者もお呼びしたのは、そのことの事実関係はどうなのかと、そういうところはあるのかと聞くのは、本来来ていただいたところがそこに整合性がどうなのかがあるわけですから、それは聞いてしかるべきじゃないかなって思いますけども。

宮本政志委員　全く違いますね。中島委員が何をおっしゃっているか理解できない。政経ジャーナルが正しいかどうかを確認する必要があるということですか。中島委員どういうことですか。私らは陳情書を審査しているのに、この陳情書に添付されている政経ジャーナルが正しいかどうかを参考人の方にお聞きするって、あなたはおっしゃったのよ。仮に参考人の方がいやこの部分は正しくありません。この部分は正しくありません。この部分は全くうそでございます、違いますという話だったらその次どうするんですか。

中島好人委員　先ほどもあったように、一つは陳情者が、こうこうこうだと株式会社フレッシュに対して指摘しているわけです。だけど、当の株式会社フレッシュは指摘についてどうなのかという。今は、質問項目によって答えられたわけですから、その辺でこちらからどうですかと聞いてそのことに答えてもいいんじゃないかって判断して質問したわけです。

藤岡修美委員長　中島委員の意図は理解できますけれども、今まで審査で、陳情者から陳情書の中身を聞いて、それについて執行部に答弁を求めて、執行部の答弁を整理する中で、株式会社フレッシュの高橋さんにこれを聞いたほうがいいんじゃないかという形で、今日質問を整理して株式会社フレッシュに来ていただいているわけです。特に、政経ジャーナルについてお聞きするということは求めておりませんので、あくまでも今までの審査で、株式会社フレッシュの高橋さんに答弁を求めることについてだけのことで整理していきたいと思いますがよろしいですかね。そういうことで、ほかに質疑はありますか。

矢田松夫委員　今の中島委員の関連です。今回は、株式会社フレッシュの業務運行について、陳情者が何を求めているのかと。そして私たちもやっぱり陳情者側に立って、今日は参考人に質問するわけですから、一つの資料としてと中島委員が言ったけど、それは委員長がいけないということであれば、ほかの資料も含めてやっぱりある程度の許容権というか、陳

情者側に立った資料に基づいて、株式会社フレッシュに質問、質疑することはやっぱりあり得ると思うんです。今の政経ジャーナルは別にして。そういった資料も必要でないかということで、今後ある場合は、こういうことがあれば事前にやってもらいたいと思います。

宮本政志委員　矢田委員も中島委員も私より大先輩の議員なので、本当失礼ですけど、今矢田委員は、我々は陳情者側に立ってとおっしゃいましたよね。私は今日陳情者側に立った質疑をしていないですよ。先ほども言いましたように、この陳情書が出た、そして陳情者を参考人招致としてお呼びした。そして、確かに政経ジャーナルとかほかの資料も添付されて出てきた、議会としてどうなんだ、これは取り扱っていかないといけないのかということで所管事務調査したわけでしょう。所管事務調査したから、陳情書に対して回答すべきことと、さらに、所管事務調査で陳情書が原点となって、いろいろな問題が見えてきて、そして、今日のフレッシュの高橋さんの参考人招致につながっている。これはもうさっき言っている。片方だけではない、つまり陳情者側の資料や陳情者側の意見だけでもない。我々は正確な理由を把握する必要があるから、今日は高橋さんに参考人として来ていただいたわけです。だから、先ほど矢田委員が言われた陳情者側に立ってやっているのは、矢田委員はそれでいいです。私はそうではく、平等の立場でやっていますよ。委員長、それは少し言わせてもらいます。

矢田松夫委員　公正公平もあるけど、私はやっぱり今回陳情者が出したことについては、陳情者が一体何を求めているか、何を知りたいのか、どういう解決を――執行部も議会もちゃんとしてくれというのが陳情者の目的だったんですね。それが一番基本なんです。ですから私は、まず陳情者側の陳情内容を見て、そしてそれについて今日質問したから、最初はそこがスタートと思います。そしてその次は、陳情者側に立って出された人のほうに立って、その株式会社フレッシュに対して業務運行はどうなのかと。私はそこが一番大事だと。だからそれをもう１回言いますが、

議会も行政も何をしているのかと。そして、陳情者はこういうふうに今その問題を抱えておると。それを求めたのが今回の陳情書で１からずっと書いてある。まずスタートはそちらに立って、そして理解した上で今日はこちらに聞いた。それでいいです。だからまずスタートは陳情者側には立った、スタートはそこなんです。出された内容からスタートするんだから……（「スタートはね」と呼ぶ者あり）スタートは陳情者側に立って、陳情者が何を求めているのか。その中の資料の一環として、いいか悪いかという資料の適切さ、それは中島委員の言うことについては駄目だということだけど、その他の資料についてはある程度許容する範囲で出せるものは出してもらって、そしてその中について、例えば貸借対照表は資料でもう出ているわけだから。政経ジャーナルも出ているわけです。出ている資料についてはどうなのかは聞けると思うんですよ。全体的にどうなのかというのは、個人の主観が入るから、それは駄目だと言われたわけですよね。僕の言うことは分かるでしょう。そういうことです。

中島好人委員　委員長がそういうふうな判断したので、陳情の審査とちょっとずれるかも分かりませんけども、８月３１日の野菜市ですかね、チラシを見たので行ってみました。産業建設常任委員としても行ったほうがいいかなというふうに見たんですけども、語呂合わせですね、８月３１日で野菜ってね。この評価とやっぱり市場を使ってのことですね。評価と今後のそういう位置づけ、考えをちょっと聞かせていただければと。今までの、今後の計画等も関連性もあるのかなと思ったので、お聞きできたらいいかなと思っています。

藤岡修美委員長　高橋さん、答えられますか。

高橋真也参考人　野菜まつりをやったことに関して評判ですか。（「評価」と呼ぶ者あり）評価、自分の。まあ自分では難しいんですけど、大いに盛り上がったのではないかとは思います。周りからの声がかなりよかった

ので、それについてはそのように自負しております。

藤岡修美委員長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終了いたします。参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日は大変お忙しい中、本委員会に出席していただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対し心から感謝いたします。頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査や議会運営に十分生かしてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。それでは、産業建設常任委員会を休憩いたします。

午後４時４７分　休憩

午後５時４４分　再開

藤岡修美委員長　それでは、委員会を再開いたします。先ほど参考人として、株式会社フレッシュ代表取締役、高橋真也さんに出席していただいて、陳情書に係ること、それから転貸に係ること、市場運営に係ることについて、委員会として質疑を行いました。それを基にこれから執行部に質疑をしてまいりたいと思います。

宮本政志委員　５時過ぎてお疲れさまです。先ほど、参考人招致でいろいろ質疑させてもらったので、かなりの数になっていきますが質疑させていただこうと思っています。賃貸借契約の更新についてです。来年３月末が一応株式会社フレッシュとの賃貸借契約の更新時期ですよね。契約そのもの、更新そのものというよりも、その事務が適正であるかどうかは議会で調査する必要があると私は考えております。議案審査と同様に、今、これは所管事務調査ですよね。チェック機関という立場で議会の重要性、役割を私は議員になって痛感しておりますので、今からまずはこの所管事務調査でしっかり賃貸借契約に関係する質疑をしていきます。まず、

株式会社フレッシュが市場開設に関して市に提出した書類について、先ほど参考人の方にもいろいろ聞いたんですが、今後の市場活動の計画についてお聞きしていきます。これらの質問の根拠は、令和４年６月１０日の委員会議事録があるんですけど、こちらを基に私が質疑の組立てをしておりますが、この議事録の１６ページです。議事録は多分お持ちじゃないと思うけど、当時の次長の答弁で、市場を外れた経営をされた場合は指導していくという発言――協定書はもう御存じでお持ちと思います。協定書の中で地産地消の推進、地場産野菜の取扱いなどでの指導があるとの説明がございました。これは議事録に残っております。また同じく令和４年６月１０日の委員会議事録の１７ページ、これも当時の次長の答弁で、株式会社フレッシュと一緒になって、一緒になってというのは市ですよね、一緒になって盛り上げていきたいと考えておりますという発言が残っています。株式会社フレッシュとの協定書の第９条には、「義務の履行状況について随時実地調査し、また、乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求めることができる。」ということに、乙に対して提出を求めることができますよという条文もこの第９条にございます。これらのことから考えたら、担当部署として今までもこれからも深く株式会社フレッシュに関わってきた、あるいは関わっていくだろうと考えられますので、質問につなげていきます。１点目、中央青果業務停止時に失墜した信頼の回復を実現して、市内外の個人出荷者の市場回帰を促すために、今年の６月末までにどのように取組を活動してきたか具体的に回答を求めます。

臼井農林水産課長　信用失墜して離れていった出荷者をいかに市場に戻していくかということかと思うんですけれども、山陽小野田市から地方卸売市場がなくなったことで、出荷者、農協共販に入っていないような農業者については、いわゆる直売所、あるいは農協の経営推進センターといったところにしか出すところがなくなったといったことがございましたので、新たに市場ができることによって、その市場の認知をしていただくということによって、市場へ呼び戻そうと。これについては市としてで

きるところというのは、当時市役所にも幾つかお問合せがございました。売買参加者として参入したいと希望される問合せに対しては、こういう市場がありますよという御案内、あるいは、出荷者として、市場は今やっているのかというような問合せがありましたら、やっていますといった御案内をしていると。あるいは、給食センターからは、翌月の使用する野菜の品種あるいは使用量の情報が事前に提供されておりますので、それをもって、市内産あるいは県内産のものをなるべく集めていこうということで御努力をされたと思っております。

宮本政志委員　続きまして、業務停止をした中央青果はＪＡを株主として連携を取ってきたことは御存じですよね。このことは中央青果の大きな原動力になってきたことは主観ではなく間違いない事実だと思います。この現実の中で、中央青果業務停止時業務が停止したときに、先ほど言いました失墜した信頼の回復は大切なことであると考えているんですけど、これ本当に主観になるかもしれませんけど、もうＪＡの協力なくして信頼の回復は難しいと私はそう思っています。ＪＡとの連携は、今どうなっているでしょうか。協力体制の構築ができているかどうか、併せてお聞きしたいです。一問一答ですが関連しているので二つです。

藤岡修美委員長　執行部、よろしいですか。

臼井農林水産課長　現在、ＪＡとの取引が停止されていると聞いております。これはＪＡにお勤めの職員から聞いたということでございまして、停止した原因ということについても若干聞いておりますけども、職員の陳述がＪＡの法人としての回答として我々が受け取ったわけではございませんし、またその内容というのを公表の場で申し上げるのははばかれるような話もございましたので、お答えは差し控えさせていただこうと思うんですけれども、ＪＡが非常に大切であることは間違いございません。先日来から出している資料の中で取扱量が計画に対して著しく低いと。なぜ低いかというと、当然市内に例えばマルショクであるとか、丸喜で

あるとか、Ｙフーズ、ゆめタウンであるとか、アルクであるとか、いろんなスーパーがあろうと思うんですけども、そういったスーパーと取引をきちんと行おうとすればＪＡの共販出荷というものが大事になってきます。これは一定の期間、一定の量、ある程度の保証された品質、あるいは一定の価格の中で取り引きされて、取扱高がきちんととれていくことを推察されますので、この共販出荷というものがやっぱり市場にとって非常に大切かと思っています。

宮本政志委員　協力体制の構築はできているんですか。

臼井農林水産課長　当初、市もあるいはＪＡも考えていたことは、農家として出せる市場があると、身近に市場があるということをもって農家のやる気といいますか、そういうのを惹起していって、産地の振興あるいは営農活動をやめずに続けていただくといったことにつながるだろうといった期待を持っていたということですけども、先ほど来申し上げるように現在はＪＡとの取引が止まっていると聞いております。

宮本政志委員　ということは、僕の主観だけではなくて、担当課とも共通認識で、信頼の回復にはＪＡの協力はもう不可欠だとそう考えていますか。

臼井農林水産課長　もちろんＪＡにおいて共販出荷物が市場に入ってくるということが､日常の取扱高を確保していくことにつながっていきますので、その経済活動をもって信頼回復につながっていくということであろうと思います。非常に大事なことだと思っています。

宮本政志委員　そこは私の主観だけじゃなく共通認識であることは分かりましたので、次に行きます。学校給食の納品業者に対し適切な食材の提供を行えるようサポートを行うとあるんです。給食納入業者は２者と私は認識しているんですけど、それぞれにどのようなサポートを行ったかを、２者ですから１者ずつお聞きしてもいいですか。

臼井農林水産課長　１者ずつといいますか、先ほど申し上げたように給食センターから翌月の消費する野菜の品種や使用量の情報について提供がございます。それにあわせて卸売業者である株式会社フレッシュがなるべく、もちろん県内産、市内産がない時期もございますので、県外産を扱うことも多いかと思いますけども、予定に対して品物の確保をし、それについては学校側も、給食センターが求めるＬサイズであるとか、ＬＬサイズ、そういう規格に合わせたものというのと価格をお示しして、それを２者に伝えているという形であろうかと思います。

宮本政志委員　サポートした時期とか回数、内容を把握しておられますか。

臼井農林水産課長　これは毎月だと思いますので、開業当初から恐らく毎月情報は流していると思います。ただ、現在の給食センターについて小野田中央青果が破綻して以降、どこの市場からも野菜等を受け入れてもいいというふうに仕様で示しているかと思いますので、やっぱり価格の競争とか品質の競争となった場合に、宇部市場が近くにございますから、示したものが山陽小野田青果卸売市場から必ずしも入るということにはつながってないかもしれません。

宮本政志委員　続きまして、この本市の山陽小野田市産を中心とした食材提供実現、これもまたそう書いてありますけども、まず青果において学校給食の何パーセント卸しているかは分かりますか。

臼井農林水産課長　学校給食における地場産の集計というのは、県教育委員会が各学期に指定する週、１週間と言っても学校があるのは５日間ですけど、１学期、２学期、３学期、５日間ごとの県内産の率を調べるということをやっています。給食センターにおいては、それに加えて県内産プラス市内産といった調査をそのときにやっているんですけど、品目数に対してどれだけの市内産が入ったとか、県内産が入ったとかというその

率だけを調べています。これは先ほど申し上げたように必ずしも山陽小野田卸売市場からの納品じゃないことも考えられますので、その率がイコールでないということでございます。

宮本政志委員　イコールじゃなくてもいいです。要は山陽小野田市産を中心とした食材提供実現って、この今後の市場活動計画に載っているんだから、率が例えば２０％として、その２０％の中こちらの市内産が何％、こちらが県内産って別に分かれてもいいし、よく把握できてないですか。

臼井農林水産課長　令和５年度の地場産の利用状況については、給食センターからデータを頂いております。それから、山口県が学校給食地場産食用食材使用状況調査というのは、ネットで公表し、示していて、穀類、芋類、豆類、緑黄色野菜、その他野菜、果実類、キノコ類、魚介類、肉類その他といった品目ごとの食品数における県内産、市内産という調査です。昨年度の１学期で申し上げますと、市内産の割合は１０．３％、県内産が７６．５％、これは何を言っているかというと、結局学校給食も相当の量をやっぱり確保しないといけないと。それに対して市内でそれだけの農協共販、共同出荷しているような野菜となると、例えばネギであるとかキュウリであるとかブロッコリーであるとかアスパラガスであるとか、品種が非常に限られます。そんなにたくさんは実はないんです。したがってその期間中に市内産が少ないとお考えになられるかもしれませんけど、それはそれだけの量の産地を持ってないと、量を持ってないことが原因でございます。２学期が１０．０％、３学期が８．５％でございます。特に３学期の調査期間が１月１５日から１月１９日になっていますので、やはり野菜を取りそろえる状況にはなかったから県外産が入ったんだろうと考えております。

宮本政志委員　そうすると、今後の市場活動の計画を当時株式会社フレッシュが出したときには、今、課長が答弁したような事象がなかった。つまり市内産でたくさん用意できたんだけど、最近は用意できないから１０．

何％に下がった。今もその当時も一緒で、その当時も市内産で給食を賄うほどの量は整えられなかったのではないですか。

臼井農林水産課長　今、委員おっしゃるとおり、ちょっと過去の資料を手元に持ってないんですけどあまり変わってないと思います。やはり産地そのものが市内にないので、市内産でそろえるというのがかなり難しいかと思います。

宮本政志委員　ということは、この２年前に今後の市場活動の計画を出したとき、非常に難しいけど山陽小野田市産を中心とした食材提供を実現しますという計画を出してきた。それについては深く精査してないから、そもそもなかなか難しいけど、取りあえずこの活動計画の中にそれを向こうが出してきたから、一応認めたということでしょうね。それは質疑じゃないけど、今の件で１０．３％とか１０％とか８．５％という数字が出てきたけど、この数字の前提には、さっき言った山陽小野田市産を中心とした食材提供実現ということがあるから、結果としてパーセンテージ、言われた数字が出てきましたよね。この実現のために生産者に働きかけをしたはずなんですけど、その訪問件数とか依頼内容は分かりますか。把握していますか。

臼井農林水産課長　申し訳ございません。それについては、我々は把握しておりません。

宮本政志委員　市内産を中心としてその食材提供。私はＪＡにこだわるんだけど、この活動計画を出してからこの２年間でＪＡがどういうふうに協力してくれたかは把握していらっしゃいますか。

稲葉農林水産課農林係長　今、宮本委員から御質問ありました件ですが、ＪＡは令和４年１０月から取引をされているということで資料を頂いておりまして、学校給食の関係で、市内産のネギ、キュウリ、ミニトマト、小

松菜、トウモロコシを学校給食用の食材として提供していたとお聞きしております。

宮本政志委員　そうすると、一応はその提供はあったということですね。学校給食を視野に入れたＪＡとの協力体制構築もこの２年間でありますよね、掲げてある。だから今年の６月末までのそれ以前の２年よ。２年間でＪＡとこの協力体制の構築のために、いつ頃、何回――一遍に三つも聞くのはやめようか。ＪＡと大体いつ頃で何回、つまり２回。１回目は大体これぐらい、２回目は大体これぐらいという協議を把握していたら教えてほしいです。

稲葉農林水産課農林係長　協議の回数についての把握はできておりませんが、月ごとに食材の提供とか納品等されております。その前のときにまた月１回じゃないですけど、納品される前に協議されているのではないかなと思っております。

宮本政志委員　どんな協議をしたかは答えようがないですね､答えられますか。今の答弁では、このような協議が行われていたかは難しいですね。どのような協議を行ったかは分かりますか。

稲葉農林水産課農林係長　申し訳ございません。協議内容についても把握しておりません。

宮本政志委員　そうするとＪＡとの連携、提携に関しては、何か今後こういった展望がというのは把握していますか。

臼井農林水産課長　現在のところは聞いておりません。

宮本政志委員　結局、今後の市場活動の計画を当時、株式会社フレッシュが出してきて、いろいろなことが書いてあって、それを担当課としてはどう

いうふうに確認してきたのかを聞きたいから、いろいろ聞いています。全食材市内産を目指した計画的な個人出荷者の育成、新規開拓を行政と連携して行うってあるんですよね。これも出ている。まず一つ目、個人出荷者育成の計画についてどういうものなのかは説明できますか。

臼井農林水産課長　詳しく伺っているわけではないんですけれども、その時々で市場で優位に需要があるもの、品種が何であるかといったものであるとか、こういったものが品薄になっていると、できればつくってほしいというような投げかけをされていたと思っています。

宮本政志委員　そうすると、あくまで２年間。個人出荷者訪問の件数とか回数とかって分かりますか。

臼井農林水産課長　申し訳ございません。回数とかはちょっと把握しておりません。聞いておりません。

宮本政志委員　回数と訪問件数は把握しなくても、育成のための助言内容はどういうことかは説明できますか。把握していますか。

臼井農林水産課長　恐らくスーパー等で地場産を扱うようなコーナーがございますので、そういったところに個人出荷者として出すことを進めていたのではないかと思います。もちろん営農に関わる技術については、農家のほうが詳しかったりするわけでございますので、その営農技術を伝えたかということではなくて、先ほど来申し上げるようにどういったものが市場として需要が高いか、今求められているか、こういうものを出すと価格が高くて利益が上がるんじゃないかと、そういったような話であろうかと思います。

宮本政志委員　そうすると今、個人出荷者の育成についてと、それから育成のための助言をどうですかということで、連携っていう相談を受けました

か。

臼井農林水産課長　行政との連携について相談はございませんでした。

宮本政志委員　続いて、全食材を市内産にしていくには、同じことを何回も言うけどＪＡとの協力は不可欠だと思っています。さっき共通認識を持てたんだけれど、全食材市内産を目指したっていう先ほど言ったところについてのＪＡとの協議がどこまで進んでいるかは把握していますか。

臼井農林水産課長　先ほど申し上げたように、取引が停止している状態ということで、当初は恐らく一定程度の投げかけをしていたんじゃないかと思うんですけど、ここ最近そういった話題も聞いたことはございません。

宮本政志委員　それから学校給食センターと連携して食育事業推進。これもこういうふうに上がっているんですけども、どのような働きかけをしたかは把握しておられますか。

臼井農林水産課長　株式会社フレッシュが食育の何らかの事業を実施したといったことはないかと思います。していないと思います。

宮本政志委員　なら、今後の展望をどういうふうに把握しているか、聞くのは難しいですね。難しいでしょう。

臼井農林水産課長　どういうことをイメージされているのかがちょっと分からないんですけど、食育に関しては例えば地元のアグリーフプラスが自己の圃場に小学生を呼んでいろいろな活動されるってあるとか、過去の小野田中央青果においては、たしか豊田産の梨だったと思うんですけど、梨の皮むき体験で、無料で梨を提供することによって皮むきをさせるであるとか、そういったことを実施していたんですけども、そういったイメージでおられるかと思います。

宮本政志委員　やっぱり私は事実確認というか、何が正しく何がどうなんだって確認するために、先ほども結構長い時間、参考人の方からも同じようなことを先に聞いて、今確認しているんだけど、それと自然災害時の炊き出し、こういったことの被災者支援を行うという実績は把握してらっしゃるかな。

稲葉農林水産課農林係長　こちらのほうでは把握しておりません。

宮本政志委員　災害協定の提案というのは、向こうから市のほうは受けていますか。受けたことはありますか、受けてないですか。

稲葉農林水産課農林係長　災害協定の提案についても把握しておりません。

宮本政志委員　そうですね。この災害協定そのものを存じていませんでしたとたしか言われていました。それから市と連携して、市内農産物をアピールできる場の提供について、市内農産物でアピールする農産物は何だと担当課はお考えですか。

稲葉農林水産課農林係長　先ほど、ＪＡが納品された品目をお伝えしましたが、山陽小野田市産の農産物であれば、ネギ、アスパラガス、あとはキュウリ、トマト、ブロッコリー、タマネギ等になるかと思います。

宮本政志委員　これも参考人の方にお聞きしたんだけど、市内農産物をアピールしていこうというのは、市にこういったアピールをということで相談はありましたか。あったならいつ頃あったかをちょっと聞きたいんですけどね。

稲葉農林水産課農林係長　いつあったかは記憶にないですが、土曜の朝市等で農産物のＰＲ等したいとか、イベントを今後やっていきたいというお話

は聞いたことがあります。

宮本政志委員　数回、今のような内容であったということですかね。今、答弁があった以外にも、内容はよく覚えてないけど相談の回数もあったわけですか。今、２回分ぐらいのことを言いましたよね。

稲葉農林水産課農林係長　今、回答させていただいた回数以外にあるかということかと思うんですけど、すみません、記憶にありません。最近ではそういった話は特に聞いてはおりません。

宮本政志委員　そうすると、この市と連携し市内農産物をアピールする場の提供は、あまりこれができてないのなら、ＪＡと協議がどこまで進んでいるかは把握できてないでしょう。把握していますか。

稲葉農林水産課農林係長　申し訳ございません。こちらについても把握しておりません。

宮本政志委員　ほかの委員は質問しないで大丈夫ですか。そうしますと、今度は株式会社フレッシュが市場開設に際して市に提出した書類の基本方針です。これは僕あるんだけど、お持ちじゃなかったら――ちょっと言います。「基本方針には、地域に根差す企業として市場の再建を通して山陽小野田市発展への貢献を目指すと。市場関係者の安心、出荷者への支援、安心安全な学校給食などを実現するため、健全な市場運営を積極的に推し進めることこそ、地域社会への貢献であり、弊社に課せられた使命と考える」と、こうやって基本方針にあるんですよ。執行部はこの株式会社フレッシュの今年６月末の３０日以前の２年間の動向を見て、この基本方針、基本精神の達成に取り組んできたという認識を担当課としてはまず持っていますか。

臼井農林水産課長　前回の委員会でも申し上げましたけれども、一定程度の目

標を掲げまして、努力したけれども実態がそこには至ってない、伴っていなかったと。数値でもお示ししたとおりでございます。

宮本政志委員　ちょっとよく分からないですね。株式会社フレッシュが達成に取り組んできたという認識を、担当課としては２年間で持っているかです。

臼井農林水産課長　もちろんその達成に向けて努力はしてきたんでしょうけども、実態や成果から見れば十分でなかったと言わざるを得ない部分もあろうと思います。

宮本政志委員　今の答弁から言ったら、本当に達成しているとか、あるいは達成に向かっているとかの判断はできますか。特に達成に向かっているほうを聞きたいですね。

臼井農林水産課長　実情から申し上げるとなかなか厳しい面もあろうと思います。やっぱりかなり努力をしていく必要があろうかと思います。特に取扱量が少ないということからも、地方卸売市場としての機能を十分に発揮しているかというところに疑問符がつきます。しっかりとした取扱量を確保しつつ商品の提案、先ほど来から目標に掲げている地産地消であったりとか市内産の食材提供であったりとかといったところは、そこそこハードルも高いものだと思いますので、そこに向かっていくには相当の努力が必要だろうと認識をしています。

宮本政志委員　達成に向かうには相当の努力が必要だと思っていますというのは僕もそう思います。だけど達成されていると判断できますかと聞いても、先ほどからの担当課の答弁からは、「はい、達成されていますと判断しています」という答弁が返ってこないと思ったので、今、担当課としたら達成に向かっていると判断しているのかと聞いています。

臼井農林水産課長　昨年度の財務諸表等を見ても、企業活動は低調だったろうと思います。今時点で達成に向かっているかというと、なかなかそういう評価も与えられないかなと。これからだと思います。

宮本政志委員　そういう認識が今はっきり答弁で聞けてよかったです。そうすると、達成に向かっていますよという答弁じゃなかったから、判断材料とか根拠とかも聞く必要はないのでね。こっちの基本精神です。これも僕の主観あるいは共通認識かな。達成にはＪＡの協力は必須だと僕は考えているんですけど、この連携状況についてはどういうふうに把握してらっしゃいますか。

臼井農林水産課長　先ほど来から申し上げたとおりです。取引が停止しているということでございますので連携はできてないと思っています。

藤岡修美委員長　他の委員、質疑はありますか。今後の市場活動の計画、それから基本精神について、宮本委員から質疑がありましたけど、質疑はありませんか。

中村博行委員　ＪＡとの連携で、先ほど共販出荷することによって、市内にあるスーパーにいろいろ取引ができるということから、信頼回復をする一つの方法であろうと認識したんですけども、それがもう現在とてもじゃないけども取引停止されているということで、できないということですかね。

臼井農林水産課長　取引が今、止まっている状況に、例えば株式会社フレッシュやＪＡにそれぞれお考えがあろうと思いますので、いつの時点で再開するかは我々もまだ分からない状態でございます。いずれにしても、一定量の取扱高を確保するという意味において、ＪＡの共販出荷物の取扱いが必須だと思っていますので、どこかの時点でしっかりと再開する必要があろうかと思っています。

宮本政志委員　それでは次、質疑をしていきます。開設時と現状について確認していきます。市内売買参加者数と取引高の変化、それから市内出荷者数、それから取引高の変化、目標売上げの現状について、目標達成率の一つ一つを確認していきます。令和４年３月８日の委員会で、株式会社フレッシュとの賃貸借契約を行うに当たり、執行部のこういう答弁が議事録に残っています。「私どもは今回申請された中身を拝見しておりますし、体制を、」。ここから大事ですよ。「しっかり説明できるものも頂いております。また事業計画等も、」。ここからまた大事ですよ。「絵に描いた餅ではなく地に足がついたものだと考えております。」。このように答弁を執行部がされています。株式会社フレッシュの計画が現実的なもので、執行部が全て理解しているので大丈夫ですと、大丈夫であるかのような説明がされているんですよね。その後の議事録の中で見ても、当然担当委員会としたら、大丈夫なんだというふうに受け止められるような答弁があったんですけど、先ほどここ大事ですよって言った、「絵に描いた餅ではない」っていうのはどのような計画だったかをお聞きしていいですか。

臼井農林水産課長　令和４年３月８日、まさに株式会社フレッシュが県に市場の開設の認定申請を出していこうとしたときだと思います。その認定申請を出すに当たって、１回目の募集のときに応募されたところは結局認定が取れなかったということで、次は認定取れるんでしょうかということも議会でも話題になっていたと思います。その当時、回答していた者が何を見ていたかというと認定申請書の案を見ていた。そこに記されている取扱高であったり販管費であったりというのは一定程度納得のいくものであったと。これは何をもって納得かという話なんですけど、当然認定申請をすれば県の聴取があるだろうということで、ヒアリングの予行演習みたいなことを市でやったと聞いております。ですからこの数字は何を意味しますかとか、認定申請のこういう活動はどういったことでこういうことをやりますかとか、そういうことを一つ一つ、全部じゃな

いんですけど、ある程度聞き取りをしたようでございました。事実、その認定申請が通りまして、県の認定を当時同月の下旬に受けておりますので、聞き取りの結果、当時の市の担当も一定程度評価を与えたでしょうし、事実認定も通ったということであろうと。

宮本政志委員　こういったものという説明が多くて把握しにくいです。つまり事業計画、ほかも含めて、事業計画等も絵に描いた餅ではなく地に足がついたものだと考えておりますよって言われたから、どのような計画であったか、こういう計画、こういう計画、こういう計画と端的に答えてほしいですよね。

臼井農林水産課長　認定申請に記していく事項としましては、名称、施設の位置、あるいは事項と、取扱品目、あるいは例えば品目ごとの取扱い数量及び金額といったものを記します。それから、運営体制の中には長期借入金及び起債の返済あるいは償還計画といったものを入れたりとか、その市場開設に当たっての卸売業者、これは同じく株式会社フレッシュが取扱いをすると。この中にこれまでの取扱い実績であるとか経常損益なんかも記入をすると。さらに取扱い参加者の見込みで、売買参加者数が大体何人かに加えて、各年の取扱量であるとか、売上げ合計、販管費の詳しいそれぞれの項目の販管費の推移とか、こういったものを入れて認定申請を出しています。もちろん今の委員御指摘のあるように民間企業の経済活動でございますので、計画どおりいかなかったということも当然あろうと思いますけど､当時この出された認定申請の計画そのものは､是として捉えておったということであろうと思います。

宮本政志委員　ということは、今、課長が言われた計画等を、当時の執行部の担当者は、絵に描いた餅じゃありませんよと言ったということですね。いやいや、いきなりでよく答えたね。当時課長はいたのかな、いやこれは絵に描いた餅じゃないですよって当時僕も産建にいたのかな。僕も僕なりにミスなんです。だから、どういうことということがなくて、絵に

描いた餅じゃないですよって言いながらも絵に描いた餅だったら、これはとにかく議案を可決してほしいがために、適当に言ったという虚偽答弁に値するんじゃないかと思って、ちょっと慎重に聞きました。自分の責任も感じてね。次は協定書について聞きます。協定書第９条に基づいて、随時実施した株式会社フレッシュの義務の履行状況について、それの実施調査の説明を求めていきます。一つ目、通常の賃貸借契約と言いながらも、今回行政が貸し出していますよね。これには何か一定の条件があるって考えるんですけど、どうでしょう。ないのかな。通常と一緒なのかな。

臼井農林水産課長　前回資料として、委員会にも提出しているかと思いますけれども、卸売市場の運営に関する協定書というのを契約と別に結んでおります。この中に売買取引の原則であるとか地産地消の推進、差別取扱いの禁止とか、こういったことを並べておりまして、条項がそれぞれの条件になっていると思います。

宮本政志委員　行政が貸し出すのだから、一定の条件、この一定の条件というのはこの協定書の目的の第１条と理解しているけど、これは間違いないですか。今の答弁も協定書の件に触れられましたけどね。

臼井農林水産課長　もちろん第１条も入っての話でございます。

宮本政志委員　ここが大事なんですね。参考人にもすごく力を入れて聞いたんですけど。そうすると、この協定書の第２条以下、第２条から第１０条までは全て第１条の目的達成、もう執行部も委員も全員持っていますから第１条はあえて読みませんけど、この第１条の目的の達成のために定められたことは間違いないですか。

臼井農林水産課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

宮本政志委員　この協定書の第１条に、「卸売市場を運営するに当たり、本市における生鮮食料品等の需給の円滑化及び取引の適正化を図り、」。ここがまず前半で大事なんです。でもって「市民生活の安定に資するため、必要な事項を定めるものとする」とあるんですよね。この目的達成について、認識を聞いていきます。まず、需給の円滑化について、何か確認したことはありますか。

臼井農林水産課長　前回の委員会でも、たしか申し上げたと思うんですけども、市は普通財産として家屋土地を提供して、民設民営として卸売市場が開設されたと。これについて基本的に卸売市場法に基づいて地方卸売市場を監督するのは県知事権限ですというお話をさせていただいたと思います。基本的には県知事が把握するものということでございます。

宮本政志委員　そうすると、この協定書の第１条にある需給の円滑化についての確認は県がするってことですね。県が、する義務があるということですか。

臼井農林水産課長　地方卸売市場として運営されていて、かつ県の監督、あるいは監督下においての指導、指摘が入ってないということであれば、法に沿った運営がされていると思われますので、それを再度市において確認しないということでございます。

恒松恵子副委員長　今、宮本委員がおっしゃったのが――令和４年６月３０日の協定書の中で、市が協定書を結んだにもかかわらず、第１条の確認は県に権限があるという答弁でよろしいんでしょうか。

臼井農林水産課長　確認の権限があると申し上げたつもりはなくて、役割分担がそれぞれあって、地方卸売市場としての監督をするところは県知事権限ですということでございます。そこにおいて、一定の行政指導あるいは指摘等が行われていないということは、地方卸市場として普通に運営

されているということであろうと思います。それを取り立てて、さらに市として再度確認したり、調査したりするものではないということを申し上げています。

宮本政志委員　分かりました。需給の円滑化について、市は確認することではないということですね。そうすると確認することではないんだから当然確認はしてきていない。ということは、どういうことを指導してきたかも聞こうと思ったけど、聞くこともできないということですね。なら二つ目、取引の適正化を図るためについて何か確認しましたか。これも先ほどと同じですか。市はこの適正化を図るために、何か確認する立場ではないということですか。

臼井農林水産課長　地方卸売市場の認定を受けるに当たっては、卸売市場法の第１３条に規定がございまして、それぞれの審査をされると、その中には株式会社フレッシュという会社が業務規程を定めると。業務規程の中身の中に売買取引の原則、差別的取扱いの禁止、売買取引の方法、売買取引の条件の公表、それから決済の確保、そして売買取引の結果等の公表といったものを業務規程に定めて、それを実施しなさいとなっていますので、適正に行われているだろうと考えています。

宮本政志委員　課長、それじゃ答弁は全然駄目ですよ。今のは業務規程の説明だけです。それを市は確認したんですか。でも、先ほどの需給の円滑化については、市が確認することではありませんって課長は言われたんだから、当然この取引の適正化を図るための確認も市は確認するべきことではありませんという答弁がなかった。この整合性が取れないから、それを聞いているわけです。業務規程の内容がどうなのかということは全く聞いてないです。

臼井農林水産課長　したがいまして、県に一応確認しております。令和５年の３月実地の検査に県が入っていて、特段の指摘がなかったということは

県に問合せをして確認しております。

宮本政志委員　最後県の指摘はなかったと。指摘のことを聞きましたかね。取引の適正化を図るために何か確認をしたか聞きたいんです。もう単純にそれ聞こう。

臼井農林水産課長　申し訳ございません。ですから県に確認をしたということでございます。

宮本政志委員　次に、今の同じく、これの第１条が目的ですよね、当然ね、目的って書いてあるんですからね。この第１条の達成のために具体的な取組を求めているのが第７条にありますよね。そこには「地産育成のため、地元農家等を支援し、市内農産物の魅力を消費者に発信するための取組を実施すること」って書いてありますね。これについて農家への訪問というのを何件行ったかは把握していますか。

臼井農林水産課長　先ほど答弁させていただいていると思います。回数については、申し訳ございませんが把握しておりません。

宮本政志委員　市政のためにどうやって提案したかは把握していないですか。

臼井農林水産課長　第７条におけるこの条項において、どのような取組があったかは、一定程度スーパーの地場産コーナーに提供するとか、先ほど申し上げた土曜朝市を開くとか、イベントを開くとか、そういったことでやってこられたと思っています。

宮本政志委員　今、課長が丁寧に答弁してくれていますね。結局同じようなことを聞いているけど、前提がこの場合はどうですかって聞いているからね。今さっき第７条を前提にと言われたので、次が消費者に発信するためって、何か行ってきたかどうかは把握してらっしゃいますか。

稲葉農林水産課農林係長　先ほど課長が答弁した内容についてです。消費者に対しては、この日に朝市をやりますよとかいったことをＳＮＳを活用して発信しているということを把握しております。

宮本政志委員　また同じようなこと聞くけど、この第７条に関してＪＡとはどのように連携しているかは把握していますか。

臼井農林水産課長　これも同様でございます。できてないだろうと思っています。

藤岡修美委員長　それでは、換気のためにここで暫時休憩とします。

午後６時３９分　休憩

午後６時５０分　再開

藤岡修美委員長　それでは、委員会を再開いたします。委員の質疑を求めます。

中村博行委員　先ほど令和５年３月に県に問い合わせて県に確認したところ、いろいろな指示がなかったということだろうと思うんですけど、そういうことによって、市はもうそれ以上の指導なり、関与がなかったということでよろしいですか。

臼井農林水産課長　今後この資料については、借地借家法に基づく契約の更新、あるいは場合によっては減免の議案を提出するということになりますので、必要な問合せあるいは資料の提出は、随時求めていくようになります。現在いろいろ求めてもおります。回答がないものもございます。それから、昨年の１０月だったですか、さっきの財務諸表の提出もそのと

きに求めて、今回も求めていったことをしておりますので、経営の実態については一定程度やっぱり踏み込まなければいけないけれども、これまでやってきたこととしては、県への問合せだったということでございます。

中村博行委員　ちょっとよく分からないんですけど、先ほど、協定書の第１条で最初の部分について需給の円滑化といったことで宮本委員は質疑をしました。そのとき県のほうからの指導がないので、市はそれ以上のことはしていませんよというような答弁だったと思うんですよね。その後の部分の取引の適正化についても、同じように質疑したんですが、ちょっと答弁が違っていたような感じがしたので確認させてもらいます。そのときに県のほうから、それだけの指摘がなかったのでという答弁だったので、同じように市はお考えであったのかなということです。

臼井農林水産課長　市場における需給の円滑化というものが、具体的にどうやって実現するかといったことを先ほどの業務規程に記す方法をもってやっているわけなんですね。再度申し上げたいと思います。需給の円滑化を具体的にどうやって実現しているかは、先ほど申し上げたように、売買の取引の原則を定めること、差別的取扱いを禁止すること、売買取引の方法をきちんと定めること、売買取引の条件を公表すること、決済の確保をすること、そして売買取引の結果等の公表をすることによって、方法としては、売買取引もあるし競りもあるんですけれども、こういったことをきちんと定めて実行することによって需給の円滑化が実現されるということでございますので、これが業務規程等で行われていれば、指摘されていた点では需給の円滑化に資する活動になっているんだろうといったことを申し上げたんです。

宮本政志委員　今、中村委員の鋭い質疑でちょっと思ったんですけど、第９条、「甲はこの協定に定める乙の義務の履行状況について、随時、実地に調査し、」の後、「または乙に対して所要の報告もしくは資料の提出を求

めることができる」という第９条があるという前提で聞いたんです。今の中村委員の鋭い質疑に対する答弁とさっき僕に対する答弁も一緒なんですけど、ということは、担当課は義務の履行していなかったということですよね。してないですよ。だってこれ、資料の提出を求めることできますよ､報告もしくは資料の提出を求めることができると書いてある。書いてあるけど結局してないってことですよね。必要ないことはないから、してないということですよね。義務を履行してないです。

臼井農林水産課長　先ほど、需給の円滑化についてお話があったので、どういうふうにして需給の円滑化が図られているか、それをどうやって確認していますかという話だったのでそれを申し上げたところです。第９条で我々が何にも活用してないわけじゃなくて、昨年度も財務諸表の提出を求めて、今年度も当然求めて、かつ所管事務調査が行われますから、問合せをして、一定程度の資料も提出していただいていると。今後も申し上げたように契約の更新手続もあるでしょう。確定ではございませんけれども、議案というものをもし出すのであれば、それに沿った調査もしていくだろうということでございまして、何もしてないということではございません。御理解いただければと思います。

宮本政志委員　だから今、課長が言っていることは、需給の円滑化あるいは取引の適正化を図るため、今おっしゃったことで確認はしたんですよということを言っているんでしょう。そうじゃなかったら、僕はこれ義務の履行していないよってさっき言ったけど、そうじゃないの。これ第９条にこう書いてあるでしょう。僕はさっき冒頭に、協定書第９条に基づいて義務の履行状況について実施調査、この説明を求めていくことを前提に需給の円滑化あるいは取引の適正を図るためにどのような確認をしましたか聞いたわけです。でも、確認をしたことになってないねという中村委員の質疑に対して答弁を僕はそう受け止めたし、僕の質疑にもそう同じように受け止めたから、義務の履行を果たしてないねって僕は言ったら、課長は、いやいや、今るる言われて、それがだからこの二つの確

認なんですよってことでしょう。違いますか。だってこれ義務を履行していないねって僕言いました。だから、中村委員もそこに疑問を持って今質疑したわけですから。

中村博行委員　今の答弁で、様々あろう財務諸表とか、そういった資料を求めましたということをおっしゃったと思うんですよ。それはもう間違いないんでしょう。様々な資料を求めて。それだけ確認できたらいいです。

臼井農林水産課長　求めて提出があった資料もございます。なかったものもございます。

宮本政志委員　堂々巡りしてもね。だからこれの義務の履行状況については、ちょっと担当課としてはおろそかになっていましたって僕は解釈したということで次に行きます。陳情書のことに行きます。陳情書の資料に、当時テナントであったＡ社から、固有名詞は出せませんからＡ社から、行政にクレーム的な意見が寄せられて、それに対して担当課から返信がなされていますよね。この契約解除が適切であったかどうかをちょっと聞いていきます。この内容に目を通すと、貸主であるフレッシュがＡ社に対して場所の使用についてしっかり指導しておらず、ずっとルール違反を継続していた。すなわち契約場所以外の使用があったためであることが理由である。一応担当課としては、この書いてある理解でいいんですかね。

臼井農林水産課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

宮本政志委員　続いて、雨漏りの責任の所在について、いま一度説明を求めていきます。Ａ社は意見書の中で、安心して事業を継続できるものと思い入居したってあるんですよ。結果として令和６年３月３１日に契約解除となり退去されたんですね。しかし契約書によったら、令和６年４月３０日が契約満了日であって、僅か１か月前ではあるけど、Ａ社は退去す

る状況にあったという理解で正しいですか。

稲葉農林水産課農林係長　まず､小野田中央青果が市場を運営していた際から、売場の一部で雨漏りはありました。株式会社フレッシュが、令和４年７月から地方卸売市場として民営市場として開設する際にも現状のままお貸ししておりましたし、契約書にも現状のままお貸しすると規定しておりました。Ａ社が入ってくる前から雨漏りはしておりまして、株式会社フレッシュからＡ社に転貸したいというお話があった際に、その方が入る際にはちょっと雨漏りを修繕してほしいという依頼がありましたので、Ａ社が入る前には予算の範囲内ではあるんですが、雨漏りがひどいところについては修繕をさせていただきました。その後、Ａ社が入った後については、株式会社フレッシュから再度の雨漏りの修繕依頼というのは連絡を受けておらず、メールでも回答させていただいているんですが、そのＡ社からちょっともう雨漏りがひどいからということで連絡を直接受けましたので、現地のほうに行かせていただきました。そのときもＡ社には、直接契約関係にある株式会社フレッシュに依頼してほしいということをお伝えさせていただいて､あとつけ加えてではないんですけど、その当時の当該年度の予算については入られる前に修繕をさせていただいておりまして、予算がないので、株式会社フレッシュからこちらに修繕依頼があっても、早くても来年になる可能性はあるということで回答させていただいております。そういった状況です。

宮本政志委員　雨漏りの責任の所在についての説明は前の所管事務調査でも聞いたよね。この答弁は変わってないよ。でさっき聞いたよね。本来なら今年の４月３０日で満了日であったのが、１か月前の３月３１日に契約解除となったよって。これは、だからＡ社は契約の１か月余り前に退去する状況であったという理解をしているんだけどそれが正しいかを聞いています。

稲葉農林水産課農林係長　雨漏りと直接関係するものではなく、契約違反とい

うことで許可してない範囲で使用するということが複数回あったということで、３月３１日をもって解除するということをしております。

宮本政志委員　今の予定よりも１か月余り早く退去するようになったという理解は正しいということは分かりました。そうすると、Ａ社が安心して事業を継続できるということは保障されなかったんじゃないですかね。どう思いますか。

臼井農林水産課長　市の提供している土地や家屋、施設であるから安心みたいなことを言われたことがあるんですけども、基本的に市の立場からすれば賃借人と転借人の間の契約でございまして、市が契約の内容を保障するものではございません。契約の当事者ではございませんから、そういったことを言われてもお答えしようがないと思います。

宮本政志委員　これを担当課は把握しているのかな。今、るる、雨漏りとか、１か月前に退去せざるを得なくなったから安心して事業を継続する予定だったのが、保障されなくなった。でも、今の課長の答弁からは、あちらの話だから関与できないというのも分かります。その前提で、株式会社フレッシュの説明に問題があったかどうかというのは把握しているか。つまりどういう説明をされたんですかとか､あるいは仮に説明を受けて、その説明に問題はなかったかということは把握していますか。

臼井農林水産課長　ある程度、繰り返し無断転貸等の契約違反の行為が行われたことについて、我々もなぜかということを聞いたんですけど、結局聞きましたら、結局賃借人から転借人に十分な説明がなかったようで、議会にそごがあったといったことでございました。

宮本政志委員　今ちょっと課長からそういう答弁、前の所管事務調査にあったかな。いやいや、説明を求めたというのは、きちっと貸した側としては説明を求めたと。そこで不十分だと。なるほどね、今の答弁ちょっと大

きいですね。

福田勝政委員　ちょっとお聞きしますけど、要するに市は株式会社フレッシュに現状のまま貸しているんですよね。そうした場合に、雨漏りというのは分からなかったんですね。株式会社フレッシュとの契約だから、借りたＡ社は、市には言えないですよね。ある意味じゃ。だから株式会社フレッシュに言うべきと思うんですよ。そのままを市が株式会社フレッシュに現状で貸したわけですよね。そうですかね。

稲葉農林水産課農林係長　売場の一部に雨漏りがある現状で、市場施設全て株式会社フレッシュにお貸ししております。

福田勝政委員　雨漏りを市は分かっていたんですよね。株式会社フレッシュにもそれは伝えていたわけですか。そうした場合は、Ａ社に株式会社フレッシュはそのとき言わなかったんですよね。そしたら雨漏りするかは分からなくてＡ社が入ったわけですよね。

稲葉農林水産課農林係長　今、福田委員が言われた点についてなんですけど、そこの説明といいますか、雨漏りについては、Ａ社と株式会社フレッシュとのやり取りになりますので、市のほうではどういった説明とかがあったかについては把握しておりません。

福田勝政委員　聞くところによりますと、Ａ社は株式会社フレッシュが相手にしないから、市に直接言ったと言われるんですよ。それはどのように聞かれましたか。

稲葉農林水産課農林係長　そちらについては、先ほどもお答えさせていただきましたが、令和６年２月に、Ａ社から直接連絡がありまして、もうずっと雨漏りが一部であるから来てくれということで、農林水産課の職員２名で現地確認をさせていただいております。

福田勝政委員　そうした場合に市はどのような返答をしたんですか。Ａ社じゃなくて市が契約した会社、株式会社フレッシュが雨漏りするって市に言いにいったんでしょう。そういった場合、市は株式会社フレッシュにどのように答えを出したんですか。

稲葉農林水産課農林係長　２月にＡ社から連絡があって、雨漏りの現地確認を農林水産課の職員でさせていただきました。その際に、Ａ社には、直接契約関係にある株式会社フレッシュのほうに修繕依頼を言ってくださいとお伝えしております。それから、株式会社フレッシュのほうから市に対して、再度、雨漏りの修繕依頼の連絡は来ておりません。

福田勝政委員　だからＡ社は雨漏りするからといって軒先ですかね。品物をそこで売ったとは違うんですかね。

臼井農林水産課長　先ほど来､福田委員がおっしゃるとおり､雨漏りがあって、雨漏りは太陽光売場に入れるためにちょっと部材が違うと。そこにコーキングをした雨漏りを止めるようにするんですけど、それがコーキングしても完全に雨漏りを止めることができないんです。その状態で現状渡しをしたと。賃借人と転借人の間で転貸契約が行われておりますので、その雨漏りに対して、うちはフレッシュには雨漏りがあるという現状渡ししている。だけど、転借人と賃借人の間でそこに十分な説明がなかったということになれば、当然その転貸料の減額を請求するであるとか、あるいは雨漏りをしないところの場所の提供を求めるであるとか、提供を求めるに当たっては転貸の新たな許可というものを賃借人から市にいう必要があろうと思いますけど、そういう話がなかったということを言っているわけですよ。

宮本政志委員　賃貸料の減額だからつまり減免措置のことについて少し聞いていきますね。これ参考人のほうにも同じようなことを聞いたので、また

同じようなことを執行部にも聞いていくんだけど、減免措置の議案提出理由に係る質疑をしていきますよ。これも、執行部は持ってないと思うけど、令和４年６月の議事録７ページにあります。まず、１番、安心で新鮮な青果物の供給。２番、需要と供給に応じた適正な価格形成。３番、地域の農業振興。４番、地産地消による市民生活安定の向上。こういうふうに議事録にきちっと四つ残っているんですよ。それについて、ちょっと１番から聞いて行きますね。さっき言いました１番、安心で新鮮な青果物の供給というのはどのような方法でされたか確認できていますか。

臼井農林水産課長　一般的に市場を経由した取引が行われているというのはまさにこういうことで、一定程度しっかりとした第三者的な目で品物を吟味して、市場を流通させることによって、一定程度の安心を与えているというのもありますし、現代的に言うとＪＧＡＰとかいいまして、生産工程管理をしっかりしているようなものであれば、それが一つの安心安全につながると言ったこともございます。ＪＧＡＰをやっている農家の商品が具体的にどれだけ入ったというのはちょっと把握しておりませんけど、例えばグリーンハウスの名義であれば、アジアＧＡＰを取得されていますので、生産工程管理がしっかりした品物でございます。今は入ってないと思いますけど、一時期はちゃんと入っていたということでございます。

宮本政志委員　確認してないとまでは言えないけど、よく確認しているねとまでは言えないですよね。どのように確認していったのか具体的に内容を聞こうと思ったんだけど、当然答えられるような確認ではなかったね。次に行きましょう。２番の需要と供給に応じた適正な価格形成について、適正な価格であるかについては確認してきましたか。この答弁はどうなのかな。

臼井農林水産課長　なかなか判断の難しいことと思います。先ほど業務規程に従う売買の方法をいろいろ定めれば、一定程度の需給の円滑化、適正価

格に落ちついていくといったことを競りとか相対で契約することによってされるんでございますけど、いかんせんやっぱり小さな市場でございまして売買参加者も限られているということですので、本当に適正な価格で競り上がっているかどうかとか、品質に応じた価格の値づけになっているかといったことについては、正直分からないところがあります。そこまできちっとうちも把握はできてないというところでございます。

宮本政志委員　そうすると１、２、３、４で行くと……まあいいです。３番も、地域の農業振興にどれだけ貢献があったかだけど、例えば誠蓮市場とか市内のスーパーとかとの比較で、地域の農業振興にどのように勝った、どのような振興よりも、その人たちよりも勝った、振興が行われたかは確認できていますかね。

臼井農林水産課長　誠蓮市場であったり、あるいは農協の新鮮館であったり、あるいは巨大な市場である宇部の市場と比較したときに、どういった点で勝っていたかということをはっきりこの場で申し上げられれば、それに越したことはないと思うんですけど、実は誠蓮市場の運営実態がどうであるかとか、宇部の中央卸売市場がどういう実態とか実はうちも把握できてないところがありまして、比較対照できてないというのが実態でございます。

宮本政志委員　３番、ちょっとまだあったんだけど、今の答弁からやったら踏み込めないですね。４番です。地産地消について市内生産者数、出荷金額、延べ出荷金額、市内事業者への販売額、延べ取引金額について――ゆっくり言います。あくまで地産地消についてです。市内生産者数、出荷金額、それから延べ出荷金額、市内業者への販売額、延べ取引金額、これらについて、開設時と現在の状況は確認されていますか。現在というのが今日現在を言うか、一番近似値の現在でもいいです。

臼井農林水産課長　すみません、ちょっとお時間を頂ければと思います。

藤岡修美委員長　それでは、暫時休憩いたします。

午後７時１６分　休憩

午後７時２２分　再開

藤岡修美委員長　委員会を再開いたします。先ほどの宮本委員の答弁は執行部できますか。

稲葉農林水産課農林係長　先ほど御質問いただきました件でございますが、市内生産者数と延べ取引金額については、開設時と現在といいますか、令和５年と令和６年６月末現在の数字については確認しております。出荷金額と延べ出荷金額については、確認といいますか、把握をしておりません。市内事業者への販売額については延べ取引金額については確認しているんですけど、その中に市内事業者や市外事業者がいらっしゃいまして、そこの内訳についてまでは確認をしておりません。

宮本政志委員　その確認はしていませんというのは、確認は不可能なのか、それとも担当課の意思というか､確認しようと思ったらできたわけですか。確認が不可能かどちらかは大事なんですよね。

稲葉農林水産課農林係長　株式会社フレッシュに聞いてみないと何とも言えないかなと思っております。

宮本政志委員　聞いてみないと何とも言えないではなくて、聞こうと思ったら聞けたけど聞いてないということですよね。それとも、ここまでは市内事業者への販売額で市内と市外とでということを聞くということすら、担当課としては思い浮かばなかったということですか。

稲葉農林水産課農林係長　今、宮本委員おっしゃられたとおりでございます。

宮本政志委員　この地産地消に関しては、ＪＡと協力体制については、現状について確認できてないですね。できましたか。今の市内生産者数と延べ取引金額については、確認していますよね。ＪＡとの協力体制の現状はどうなっていますかというのは、この二つを前提にして確認しましたか。

稲葉農林水産課農林係長　地産地消に関して、ＪＡとの確認なんですが、地産地消として、イベントの開催とかそういった地産地消の協力依頼はあったかというような確認はしておりまして、イベントについての協力依頼の回答のみがあったんですが、そちらについては令和４年度、令和５年度ともそのイベント等の協力依頼はなかったということで、その辺りでＪＡとの連携の確認はさせていただいております。

宮本政志委員　なかなか、１、２、３、４聞くと答弁が苦しいですね。何でこれを一つ一つ詳しく聞いていったかって言ったら、それぞれ１、２、３、４である程度の確認した内容の答弁が出てきたら、その内容で減額にふさわしい状況であると考えますかって、つまり今年６月３０日以前の２年間、この状況を確認したという答弁があった。その答弁を前提として減額にふさわしいと担当課はお考えかというのを１から４まで一つ一つ実は聞こうと思ったんです。でも今の確認の状況と答弁の内容から見ると、その判断すらなかなか難しいですよね。判断材料が少ない、データが少ないわけだから。だからそれは聞かないです。聞いても答えようもないし難しいでしょう。答えられますか。データもあまりない、確認をしたというデータもあまりないけど、僕はそう感じているわけです。でも、担当課はいやいやもうこの程度の確認でも十分減額にふさわしい状況であるかどうかは、今の段階で判断して答弁できますよって言えるなら答弁してほしいですけど。

臼井農林水産課長　現在において、賃借人から次年度以降の減額に対する申請は、文書としては上がってきていない状態です。したがいまして、今、我々が説明したこともありますし、委員の御指摘もあるように賃借人からも上がってきていないという現状の中で、今この委員会でこの場で減額についてきちんと行うであるとか議案定数であるとかを述べられるような状況にはないと思っています。

宮本政志委員　課長がこういうふうな答弁をするかなって思っていたのと違うから、そちらの方向に行かなくて済んだんだけど、課長も部長も今日この減免のほうにいったらこう言うと思ったんです。「こちらは議案をまだ提出してないんです。議案を提出したときに議案審査で当然この委員会に諮ってくださいよ。」と答弁をしてくると思っていました。それについては、実はその後、それを覆すための準備をしていたんだけど、課長はそう答弁しないから､次に行きます｡これは同じ議事録なんだけど、７ページに当時の担当次長が、経営が安定するまでの間、貸付料の減額との発言、次長が同じ議事録の１０ページでは、経営が安定しているかどうかは実際にそれを見てみないと分からないところもありますと議事録に残っているんですよ。この発言は実際に数字を見れば判断できるという意味ですよね。実際に数字を見たら判断できますと。１期、２期の決算とか運営状況を見てどのように判断しているか聞いていきます。一つ、経営の安定の判断は何をもって安定していると判断したらいいのかな、こういう答弁をしていたんだけど。

臼井農林水産課長　当期純利益が生まれているというのはもちろんでございますけれども、計画に沿ったあるいは計画以上の取扱高とか取扱い数量にあるといったことが安定と考えております。

宮本政志委員　そうすると、例えば黒字が出てない、あるいは予定の売上げに全然達してないということは、不安定な判断材料ともなり得るんですかね。

臼井農林水産課長　経営は安定していると言えないと思います。

宮本政志委員　そうすると、仮にこれ不安定かなという判断にたどり着いた場合は、協定書に基づいてさらなる減額の見直しを行うかどうかも、この経営の安定不安定というところが大きく関与してくると受け止めていいですか。そこは関係ないということですか。経営は安定しようが不安定だろうが、減額を行うということの判断材料には全く関係ないですか。だったら、さっきの発言は全て否定されてくるんですけどね。

臼井農林水産課長　経営の安定している､あるいは安定していないというのは、この減免議案を提出するかしないかのときは、大きな判断の一つになると思います。逆のパターンで言いますと、十分な利益を上げていて、減額する必要もないのに減額するということがあり得ないと一緒だと思っていまして。もちろんそういう判断だろうと。

宮本政志委員　このときの答弁を聞くと、さっき僕は絵に描いた餅というところを少し触れましたよね。結局このときの答弁は、答弁したときの時点で多くもうかったときを想定、つまり大きな黒字が出ているときを想定しているだけで、経営不振を想定していなかったから、僕はこの絵に描いた餅で、さっきそうとったから絵に描いた餅を少し突っ込んだんだけど、それについてはどうですか。いやいや、経営が不安定なときも想定してこのときは答弁していますよというのか、確かに黒字の売上げは予定どおりを前提に、こうやってやっぱり答弁していたんだと。それはどうですか。

臼井農林水産課長　前提としまして、民間企業における経済活動でございますので、計画どおり行くこともあれば、行かないこともあるということであろうと思います。下振れした状態で計画を立てたのか、あるいは上振れした状態で計画を立てたのかというのは現時点、私たちで判断できな

いところもありますけれども、なぜ今こういった経営実態になっているかは、一つは、目標とした取扱高に達していないということが、大きな原因の一つと分析しております。

宮本政志委員　この議事録のページ７、８については、取りあえず僕は最後になるんだけど、今まで四つ聞きました。ちょっといやらしいけど、次に聞くのは、そもそも当時の次長の発言で、実は問題があると思っています。委員会でも指摘をすればよかったなと思うのが、これは民営の市場ですよね。この減額について、行政が一民間企業の経営に対して、安定不安定っていうことを前提に発言するということは、僕は民事介入だと思っています。この議事録を読んだとき、よくこんなことをこの担当次長が言ったなと思ったわけです。だってそうでしょう。一民間企業に対して、オートは山陽オートがうちは民間委託しているけれども、下関ボートもしていて、徳山も周南もあるよね。だけどこれ一民間企業に対して経営の安定不安定かということを答弁に交えるということは民事介入って議事録を読んだときにはっと思ったんだけど、この発言自体、民事介入っていうことは別に担当課としては全く関係ありませんと、問題ありませんでしたと考えるか、いささかやはり、民間の企業に対する経営の安定不安定ということを前提というのはあまりよろしくなかったなと思うか、それはどういうふうに受け止めていますか。

臼井農林水産課長　返答として適用かどうかちょっと分からないんですけれども、そもそも小野田中央青果が破綻し、民設民営で、応募してくる開設者がいないかといったことで、２回にわたって実施して、ようやく県の認定を取れたという民営中で、市としての支援をどういったことができるだろうかと。民設ということで、普通財産として貸したことを前提としたものであったと思いますので、市として最も支援できる内容が使用料の減額だったと。使用料の減額をするに当たっては、経営安定するまでの間とか、あるいは経営が不安定ということをもって、大きくもうかっているのに減額する必要がないわけでございますので、一定程度の条

件下で支援していこうといったことを表明したものだと理解しています。

宮本政志委員　ここは司法の場でもないし僕も弁護士ではないから、ただ一民間企業で、今回の株式会社フレッシュだけじゃなく、今後は担当課としてあまり民事介入に受け止められるような発言というのは少し問題かなと思います。僕の持論で今お聞きしたけど、答弁は分かりました。今の答弁に対しての質疑はもうありません。分かりました。次に令和４年６月の今度は議事録８ページで、上のほうに具体的な減額の理由として、県の認定を受けること､それから協定に基づき運営することとあります。これは具体的な減額の理由として間違いないですか。

臼井農林水産課長　間違いございません。

宮本政志委員　そうすると僕の質疑の数もなくなってきたんですけど、株式会社フレッシュによる市場の果たしてきた公共的役割とは何かを聞いてもいいですか。

臼井農林水産課長　先ほど申し上げた業務規程の話にも戻っていくんですけども、地方市場を開設運営するということが、公共的、公益的な活動でございます。民間同士であれば、価格が適正に形成されなくても、例えば安くするのなら取扱いましょうということになるんですけれども、品質に合ったあるいは数量に合った金額を競りとか相対で決めていくことをきちんとやっていく、それについては結果あるいは事前の数量の公表もやりながらやっていくというのが地方卸市場における公共的、公益的な性格ということでございます。

宮本政志委員　参考人の方にも聞いたんですけど、公共性は、特定の集団に限られることなく社会全体に開かれていることというのが定義としてありますよね。ということは、特定の団体に限られることなく、でも今は市民の財産である卸売市場の敷地と建物を確かに協定書もある、県の認可

も受けている、しかしこれは特定の集団あるいは団体が、またほかに貸してそこで収益を上げています。そのことはこの特定の集団に限られているんじゃないかなと思うと、公共性、公共的な市場運営を果たしてきたと自信を持って担当課は認識できますか。

臼井農林水産課長　地方市場として、差別的な取扱いが禁止されて、委託販売の受託を拒否できないとかそういったことは、ずっと続けてこられていると思います。特定とっていうのが何をもってどういう範囲かちょっと私も判断しかねるところがあるんですけど、一定の条件の下に売買参加者になることができます。これはある程度、商慣習にもよるかと思いますので、山陽小野田地方卸売市場、あるいは宇部の中央卸売市場で取扱いは変わりますけど、一定の条件の下で売買参加者になるということができます。農家出荷者は、基本的に正当な事由がない限り、出荷者となることができますので、公共的と判断できようかと思います。

宮本政志委員　本来の姿であれば、今の公共性、公共的な市場運営というのは課長の答弁で整合性が取れるかなと思うけど、現時点での現状を確認する、あるいは、今年の令和６年６月３０日以前の２年間の市場運営を見たときには、僕は大きな疑問を今持っているので、その辺りは担当課として､やはり市としても公共性は大事だと思います｡だからその辺りは、公共性公共的な市場運営って一体何なのかをぜひ担当課としてもう少し深く調査研究してほしいです。もう一つ、公益的な役割を果たしたと思いますか。これは微妙に公共的な役割と公益的な役割は違うんですよ。公益的な側面から見たら、課長、部長でもいいけど役割を果たしてきたと思われますか。

臼井農林水産課長　地方卸売市場でございますので、その他の公共的な施設と大きく違うところは、物を扱って金額が決まるというところです。先ほど来から適正価格であるとか需給の円滑化って言っていますけれども、こういったことで、そこがしっかりとしたプロセスのもとに決まってい

く、あるいは業務規程の中で決まっていくといったことが公益性と思っています。

宮本政志委員　これはもう質疑ではないけど、公益性は調べたんだけど、特定の個人や組織のみではない、広く社会一般の利益に関していくことですよって書いてあるわけです。つまり、広く我が山陽小野田市民の財産を山陽小野田市民の利益に関して、こうやっていく。これが公益性なんですよね。だから先ほど公共性と一緒に、この公益性が今の実態として市場運営とどうなのかということ、そして、令和６年６月３０日以前の２年間に対しても公益性公共性っていう立場で市場運営ができているかというのをぜひ担当課で深く調査研究してほしいです。

臼井農林水産課長　現時点で決して十分であるとは考えておりません。以前の所管事務調査でも運営の実態が芳しくないということもございましたし、出荷者数あるいは売買参加者数も十分でないと。ですから、地方卸市場として十分行政であるとか公益性を果たしているとは考えておりませんで、今後これは目的等に向かっていけるのかいけないのかといったところも十分吟味していく必要があろうと考えております。

藤岡修美委員長　よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」という者あり）それでは、質疑を終了します。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後７時４３分　散会

令和６年（2024 年）９月２６日

産業建設常任委員長　　藤　岡　修　美